

北海道東北地方知事会の 提言等について

令和3年11月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 鈴木直道

青森県知事 三村申吾

岩手県知事 達増拓也

宮城県知事 村井嘉浩

秋田県知事 佐竹敬久

山形県知事 吉村美栄子

福島県知事 内堀雅雄

新潟県知事 花角英世

目 次

【秋の定期提言】

1. 地方創生の積極的な推進について	1
2. ウィズコロナにおける総合的な少子化対策及び女性の活躍推進について ..	13
3. 新型コロナによる米価下落への対策について	19
4. 職業能力開発校における留学生の受入等について	21
5. I L C（国際リニアコライダー）の実現について	23
6. 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	25
7. 広域交通ネットワークの整備促進について	28
8. 新幹線の整備促進について	30
9. 地域医療対策の充実について	31
10. 水害の頻発・激甚化に備えた治水及び治山対策等の強化について	37
11. 豪雪地帯対策特別措置法の改正について	40
12. 災害救助法の適切な運用等について	42
13. 北方領土の早期返還について	43
14. 拉致問題の早期解決について	44

【決議】

ポストコロナに向けた活力ある地方の実現に関する決議	45
東日本大震災からの復興に向けた決議	51

【震災提言】

前文	53
1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立	54
2. 被災者の生活再建に向けた支援	58
3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び 雇用の確保	62
4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興	67
5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保	69
6. 原子力災害による避難者への支援と風評・風化対策、損害賠償、地域の再生	74
7. 大震災を踏まえた防災体制の強化	80
8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整 備	87
9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現	89
10. 再生可能エネルギーの導入促進	91

定 期 提 言

1. 地方創生の積極的な推進について

日本全体の人口減少が急速に進行する中、北海道・東北地方においては、以前から東京圏への人口流出が大きかったことに加え、東日本大震災の発生により全国平均を上回る勢いで人口減少が進行しており、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和3年1月1日現在）では、北海道・東北地方の道県の人口減少率が全国よりも高く、増加傾向であるなど、一層深刻な問題となっています。

また、我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続くと見込まれる中、地方における人口減少と地域経済の縮小の悪循環から早期に脱却し、地域経済に好循環をもたらすことが急務となっています。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地方への関心の高まりや、都市部の人口集中・過密に伴うリスクの顕在化など、これまでの地方と都市部の関係性に変化の兆しが生じています。

このような中、各道県において、東日本大震災からの復興を迅速に進めることによる人口流出対策や、様々な少子化対策、若者の定住促進など、地方創生の取組を進めてきましたが、東京圏の人口（令和3年1月1日現在）は全国の約3割を占め、令和2年の東京圏の転入超過数は約9万8千人と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等もあり、7年ぶりに10万人を下回ったものの、依然としてその規模は全国の中で突出しており、東京一極集中の是正が必要です。

さらに、令和2年の全国の合計特殊出生率は1.34と、少子化の傾向に歯止めがかかっておらず、今後も、地方から東京などの大都市への人口流出が続いた場合、地方のみならず、我が国全体の社会経済システムに大きな影響を及ぼすことが避けられないことから、地方は、国と両輪となって、実効性の高い、創意工夫を凝らした地方創生の取組を更に戦略的に展開していく必要があります。

我々北海道・東北地方の道県は、このような認識のもと、地域の強みを生かした産業振興による仕事の創出や子育てしやすい環境の整備、若者や女性が活躍できる社会の形成、5Gの利活用等を通じたSociety5.0の実現に取り組むとともに、東京圏から当地方への人の流れを生み出していくために、それぞれの地域の実情に応じた取組を進めてまいります。

国においては、地方創生の動きを一層加速化させていくことを宣言した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等のもと、地方の実情に応じた施策の支援や、東京一極集中の是正、少子化対策の抜本強化などの取組を、政府の強力なリーダーシップにより推進されるよう、次のと

おり提言します。

1. 地方の主体的な取組を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を継続して講じることが重要である。このためには、地方の自主性や主体性も最大限発揮できるための財源が必要であり、地方の一般財源総額の確保を含め、次に掲げる財政措置について、確実に講じること。

(1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充及び一般財源総額の確保

地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充し、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とすること。

また、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保・充実するとともに、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。

(2) 地方創生推進交付金の規模と自由度の拡大

地方版総合戦略に基づき各自治体が行う、少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、第2期総合戦略の期間においても、切れ目なく事業執行が可能となるよう、地方創生推進交付金について、戦略期間に見合った額の財源を確保すること。

また、地方創生推進交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を継続的に講じること。

なお、地方創生推進交付金の運用については、一定の弾力化が図られたところであるが、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、交付金の趣旨に沿った事業については、申請事業数、申請要件、対象分野、職員旅費をはじめとした対象経費の制約や交付金額の上限等の排除並びに申請時期、事業繰越の取扱い、自治体に対する適時適切な情報提供及び自治体の事業スケジュールへの配慮など、引き続き、真に使い勝手の良い制度とし、交付金額の規模を拡大するとともに、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、配分に当たっては、自治体の財政力を考慮すること。

加えて、施設整備事業の需要に適切に配慮し、地方創生拠点整備交付金の継続や運用の弾力化、地方創生推進交付金のハード要件の

更なる緩和を図ること。

さらに、住民が他の都道府県や市町村に避難を余儀なくされているなど、東日本大震災の被災地が置かれている状況を踏まえ、復興事業への柔軟な活用も可能とするなど、被災地域への十分な配慮を検討すること。

(3) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の自由度の拡大

企業版ふるさと納税については、令和2年度税制改正により、拡充・延長が図られたところであるが、引き続き、自治体のニーズ等を踏まえた弾力化・支援を図ること。

(4) 消費税率引上げへの対応

令和元年10月1日に消費税・地方消費税率が8%から10%に引き上げられたことから、東日本大震災、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等からの復興や地域経済の活性化に十分配慮した経済対策を講じるとともに、地方の財政運営に支障が生じないように十分留意すること。

2. 東京一極集中の是正と持続可能な地域社会の構築

政府は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、引き続き、「地方と東京圏との転入・転出の均衡」に取り組んでいくこととしているが、令和2年の東京圏の転入超過数は約9万8千人と、7年ぶりに10万人を下回ったものの、依然としてその規模は全国の中で突出している。

また、今般の新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大していることを踏まえ、都市部への人口集中・過密に伴うリスクを減少・回避することの重要性についての認識が広がってきていることから、政府においては、不退転の決意で、これまでにない大胆な政策を実行し、人と企業、経済活動の地方分散を図り、東京一極集中を是正すること。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、北海道・東北地方出身者の東京在住の割合は、他地域と比べて極めて高い状況であるため、当地方における取組によって東京一極集中の是正を図ることは、日本全体のリーディングケースとなるものであり、政府においては、次に掲げる取組について、当地方における集中的な取組に全力を挙げること。

(1) 基幹産業の強化など地方重視の経済政策の展開

各地方の人口の社会増減は、地方経済の状況と関係が見られ、国

のマクロ経済政策の影響を強く受けるものである。

人口流出の防止には、我々地方が若者の雇用の確保等に全力で取り組む一方、国が地方重視の適切な経済財政政策を行うことも必要不可欠であることから、北海道・東北地方の基幹産業である農林水産業や観光関連産業の振興対策の強化、中小企業・小規模事業者に対する支援、衛星データの活用など省力化・省人化に資するスマート技術等の開発に向けた実証実験にかかる支援制度や大型の企業立地補助金の創設など、人口流出が著しい地方を対象に集中的な投資を行うこと。

また、各地域においては、人手不足が重要な課題となっていることから、地域活性化雇用創造プロジェクトなど、地域の産業政策と雇用政策が一体となった取組への支援の拡大や、全ての人が働きやすい環境の整備や様々な就業分野における担い手、専門人材の育成・確保といった人手不足の対応につながる取組を行うこと。

特に、基幹産業の一つである農業の新規就農者の確保・育成に当たっては、令和4年度予算概算要求において「新規就農者育成総合対策」が打ち出され、地方公共団体への恒常的な財政負担を唐突に強いる内容となっていることから、財政力によって支援に差が生じることがないように、これまでと同様に、全額国費による措置を継続すること。

(2) 地方への移住・定住の促進

地方への移住・定住の促進に向けた大規模キャンペーンの実施や、東京圏から地方へ移住する際の費用に対する所得税における税額控除をはじめとした税制優遇措置の創設など、地方移住への希望をかなえる施策に取り組むとともに、東京圏から地方への移住を希望する場合などにおいて、介護保険制度に係る特別な財政調整制度の創設をはじめとした都市部の高齢者に対応できる制度の充実を図ること。

(3) 地方創生移住支援事業の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、東京都においては、令和2年5月以降、転出超過となる月が増加しているものの、その主な転出先は神奈川県、千葉県、埼玉県など東京圏にとどまっている現状や、地方においては、中小企業を中心として様々な業種で人手不足が深刻化し、地域経済活性化の阻害要因になっている状況にあることから、移住支援金制度については、移住元の居住地要件を東京23区から東京圏へ拡大するなどの要件緩和を図ることにより、より実効ある仕組みを構築すること。

さらに、地方への人の流れの創出を一層効果的に推進するため、産業再配置や産業拠点の移転など、地方での魅力ある仕事の創出・展開に取り組むこと。

(4) 新しいライフスタイルの定着と地方への人の流れの創出

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しいライフスタイルを定着させ、地方への新しい人の流れを生み出すため、地方におけるテレワークなど柔軟な働き方や地方での生活を希望する方々への支援を充実させるとともに、こうした多様な働き方や暮らし方を実現できるよう、東京圏の企業のサテライトオフィスの開発促進を含む企業の柔軟な取組を支援すること。

(5) 関係人口の創出拡大に向けた支援

地域や地域の人々と多様な形で関わる「関係人口」は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待されることから、地方自治体が行う独自の取組を支援する柔軟で十分な財源を確保し、関係人口の創出拡大に向けた実効性ある取組を推進すること。

(6) 中枢中核都市の機能強化への対応

東京圏への転出超過数の多い政令市、中核市等を中枢中核都市と指定し、東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮するための政策テーマに応じた支援が行われることとなったが、その機能強化に当たっては、中枢中核都市への人口集中が加速しないよう十分に留意するとともに、地理的特性や産業構造、周辺地域との相対的な関係性など、それぞれの地域の実情に応じた中枢中核都市以外の都市への支援策の充実を図ること。

(7) 積雪寒冷地における自動走行の実用化

政府は、自動走行の取組工程表である「官民ITS構想・ロードマップ」において、冬期積雪時の実用化について特段の目標を掲げていない。

一方、国土の6割、我が国の総人口の約4分の1は積雪寒冷地に居住しているのが実態であり、北海道・東北地方では、少子高齢化が急速に進展し、高齢者の移動手段の確保や人手（ドライバー）不足などによる問題は深刻化している。

自動走行は、こうした地域課題への対処に有効な手段になると考えられることから、国が行う自動走行関連施策においては、積雪時

での活用を含めた通年実用化に向け、その取組工程を「官民 I T S 構想・ロードマップ」に明記し、課題の明確化に取り組むとともに、それを踏まえた国が行う実証実験を北海道・東北地方において推進すること。

(8) カーボンニュートラル等の新たな施策の推進

脱炭素社会の実現に向けた革新的技術の確立を進めるため、国のグリーン成長戦略においては、燃料アンモニア産業や水素産業、自動車・蓄電池産業、半導体・情報通信産業など 14 分野に及ぶ成長戦略の工程表を示しており、2兆円のグリーンイノベーション基金を通じ、高い目標に挑戦する企業の技術開発から実証・社会実装まで一貫して支援することとしている。

また、コロナ禍で顕在化した世界的なサプライチェーンの再編の動きを見据えた経済安全保障の観点から、我が国の半導体産業の再興に向けた先端半導体技術の開発・製造拠点の立地支援や次世代のデータセンターの地方拠点の整備あるいは電池の次世代技術開発・大規模生産拠点の立地などの取組の推進が喫緊の課題になっている。

北海道・東北地域は、国主導で整備した大規模工業団地である「苫小牧東部地域」や「むつ小川原地域」をはじめとする多くの広大な工業団地に恵まれているため、国家戦略として、地方分散の視点も踏まえ、国の各般の施策に推進する各種実証事業や広大な敷地を要する大規模実証施設等の設置などの取組を積極的に推進すること。

(9) 地方でのデータセンターの整備

今後のデジタル需要・データ通信量の急増に対応するとともに、災害に対する強靱性を高めるため、大都市圏に集中するデータセンターについて、地方に拠点を分散して整備することとし、通信網を含めた設備の整備に係る費用への補助制度の新設や通信・電力利用の優遇措置などによる支援を行い、国内における最適配置を図ること。

(10) 地方への産業再配置の促進

大都市への企業の集中による雇用環境や所得面の格差は、地方からの人口流出の一因であり、合計特殊出生率の低い大都市に人口が集中することにより、日本全体の人口減に拍車をかけている。

子どもを産み育てやすい環境にある地方に若者がとどまり、働くことができる雇用の場を創出するため、政府自ら産業の再配置政策を実施すること。また「地方拠点強化税制」については、制度の継

続と拡充が図られたところであるが、企業の本社機能移転が一層具体化するよう、引き続き、支援対象となる施設の追加、常時雇用する従業員数の増加要件の緩和、質の高い雇用の促進等に資する優遇措置の更なる拡充等を検討するとともに、地方税の減収に対して十分な補填措置を講じること。

(11) 国家戦略としての政府関係機関の地方移転

東京圏から地方への人の流れを官自らが生み出すため、国においては、政府関係機関移転基本方針に掲げた政府機関の地方移転について、国自ら責任を持って取り組み、早急かつ円滑にその実現を図るとともに、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、今後も国家戦略として取組を着実に推進すること。

特に研究機関等の地方移転について、一部移転とされたものには研究連携にとどまっているものが多く、実質的な移転につながらない可能性があることから、実質的に機関の機能移転となるように取り組むこと。

なお、移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費のみならず、研究連携等に要する経費についても、国において応分の負担をすることを原則とし、継続的な財政措置の実施により、引き続き移転先自治体の負担軽減を図るとともに、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行い、課題解決に向けて取り組むこと。

(12) 感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援

デジタル化の進展や脱炭素社会への移行などの社会経済情勢の変化に加え、感染症の拡大に伴う大規模事業所の撤退など事業再編により、多大な影響を受ける地域のものづくり企業等が行う新たな取組に対し、税制優遇措置や不動産賃料への補助等の支援制度の創設などを行うとともに、地域の産業支援機関の強化に向けた施策の拡充などを行うこと。

(13) 地方大学の振興及び東京圏における大学の定員増の抑制等

地域の将来を支える人材や産業の育成に多大な貢献をしている地方大学の役割は、これまでも増して重要であり、東京 23 区内の大学の定員の抑制が図られているものの、依然として続く東京一極集中を是正するためにも、地方大学の振興及び東京圏における大学の定員の抑制について、積極的に推進すること。

また、地方国立大学の運営費交付金や私立大学補助、公立大学に

おける地方交付税措置などの財政支援の充実を図り、地方大学の運営基盤の強化や活性化に配慮すること。

加えて、「地方大学・地域産業創生交付金」について、産業の振興や専門人材の育成の取組が全国的に展開できるよう、地方の実情にも配慮した柔軟な制度とするとともに、補助率の改善を図ること。

さらに、地方大学の新增設及び学部・学科の再編などを行う場合の設置基準の弾力的な運用等の特例的な措置を講じること。

(14) 条件不利地域の支援

過疎・山村・離島等の条件不利地域は、今後も人口減少が続いた場合、地域コミュニティの維持が困難となることから、持続可能な地域づくりに対する継続的な支援策を講じること。

また、平成 29 年 4 月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全など重要な役割を担っていることから、課題に直面する地方の意見をよく聴き、北海道の天売・焼尻、山形県の飛島、新潟県の粟島などの地域を特定有人国境離島地域に追加指定すること。

なお、指定までの間、離島航路・航空路の運賃等の引下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路及び空港の整備等、地域社会の維持に必要な支援措置の拡充を図ること。

令和 3 年 4 月に新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたが、新法下においても、過疎地域の持続的発展が図られるよう総合的な振興策を講じるとともに、新法の施行に伴い、過疎地域の指定から外れた市町村及びその区域の一部が適用から外れた市町村に対し、当該市町村の財政運営に支障をきたすことのないよう十分な財政措置を講じること。

(15) 地方創生の基盤となる地域公共交通の維持・確保及び利便性の向上

住民生活や地域振興に不可欠であり、地方創生の基盤となるバスや鉄道等の地域公共交通の維持・確保に必要な予算を継続的に確保するとともに、地方公共団体や交通事業者の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた適切な支援措置を講じること。

また、全国あらゆる地域で IC カード対応システムやバスロケーションシステムを導入することは、地域住民の利便性の向上はもとより、地域公共交通の潜在需要の掘り起こし、さらには訪日外国人

旅行者の受入環境整備にも大きく貢献することから、補助制度の拡充・強化など、国が主導的に導入を促進すること。

加えて、高齢者や障がい者が利用しやすい鉄道駅の整備やノンステップバスの導入等、バリアフリー化を図るための補助制度を拡充・強化すること。

3. 基幹的公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり

人や企業の地方分散には基幹的公共インフラの早期整備が不可欠である。また、近年の大規模地震や頻発・激甚化する大雨や台風など異常気象等への備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・水道・下水道・港湾など社会資本の防災・減災対策や広域交通ネットワークのリダンダンシー確保が重要であることから、次に掲げる取組を迅速に進めること。

(1) 地方分散等を進める上で不可欠な地方の高速交通網の整備促進

人材や企業の地方分散などによる地域産業の振興等「地方創生」の実現に向け、必要な予算を確保し、高規格道路等のミッシングリンクの解消による格子状骨格道路ネットワーク等の整備や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワークによる機能強化、新幹線の整備計画路線の整備促進や基本計画路線の早期実現に向けた整備計画路線への格上げ、新幹線と在来幹線鉄道との直通運転化、航空ネットワークの充実など、地方創生の基盤となる高速交通ネットワークの早期整備を促進すること。

加えて、高速交通ネットワークへのアクセス道路整備についても適切な支援措置を講じること。

(2) 地域産業を支える港湾の機能強化

地域産業の競争力強化のため、太平洋側と日本海側など主要な港湾において大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤等の整備を推進し、国内外との物流拠点となる港湾の機能強化を図ること。

(3) 水道の基盤強化の促進

人の暮らしや企業の活動に欠かせない水道の基盤強化を図るため、中山間地域など事業環境が厳しい地域における水道施設の更新や耐震化等について、上水道に統合された旧簡易水道に対する補助金・交付金や交付税措置の要件を緩和するなど、十分な財政支援を行うこと。

4. 政府と地方が一体となった総合的な少子化対策の推進

我が国の少子化に歯止めをかけるためには、政府は地方に新たな財源負担を求めることなく少子化対策に係る予算規模を拡充し、地方と一体となり、国民が安心して結婚や子育てができる社会の実現に向けた総合的な取組を強力に進めていくことが必要である。

このため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとした第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府の十分なリーダーシップの下、全国一律の子どもの医療給付制度を創設するとともに、教育・保育の無償化等の実施に当たっては、国の責任において必要な地方財源を今後も確実に確保し、制度運用上の課題について地方と十分に協議の上、その意見を制度の見直しに反映すること。あわせて、教育費の負担軽減はもとより、学生の地元定着を促進するためにも、給付型奨学金の対象者及び給付額の拡充を行うとともに、地方就職を促す奨学金制度に取り組む自治体に対する財政措置の拡充や、人材の地元定着のために行う必要な技術や資格の取得を支援する取組等に対する財政措置を講じること。

また、所得税の世帯単位課税や年金の割増給付等多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討など、従来の枠を超えた制度の創設・拡充に取り組むこと。

さらに、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず全て廃止すること。

5. 女性の活躍による地域や経済の活性化

女性の能力を生かして、地域や経済の活性化を図るため、女性一人一人が望む形で各ライフステージに応じ、働き続けられる環境を整備するとともに、社会全体の抜本的な意識改革を行い、ワーク・ライフ・バランスなどの取組を進めること。

また、女性が就業しやすい環境整備に取り組む企業への支援の拡充や、ワンストップ就労支援窓口による再就業支援、当地域の基幹産業である農林水産業やものづくり産業への女性の参画促進など、地方自治体が行う独自の取組を支援する柔軟で十分な財源を確保し、女性活躍に向けた実効性ある取組を推進すること。

6. 外国人材の受入れ拡大・在留外国人との共生

外国人材の受入れ拡大や、在留外国人との共生に当たっては、各地域の実情を踏まえつつ、国が責任を持って、日本語教育や社会保障、生活支援など、多文化共生社会の実現に向けた取組を検討・実施すること。

また、制度運用に当たっては、地域の労働需給の状況を踏まえつつ、

大都市圏に過度に集中して就労することがないように必要な措置を講じること。

7. 市町村における第2期地方版総合戦略策定に向けた支援

人口減少に歯止めをかけていくためには、地方創生の取組を国と地方が一体となって継続的に実施していくことが重要であり、今後、地方版の第2期総合戦略を策定する市町村に対し、地方創生に関する情報提供、第2期地方版総合戦略の策定に必要な財政措置や助言等の支援措置を講じること。

8. 地方の声を反映させる仕組みの構築

東京一極集中を是正し、地方の活性化を図るには、地域の様々な課題に日々直面している地方自治体の意見が十分に反映される必要があることから、そのための検討を行うこと。

9. Society5.0 の実現に向けた5Gの利活用促進

本格的な商用サービスが開始された第5世代移動通信システム(5G)は、Society 5.0 時代における地方創生の更なる推進等に向けた必須の基幹インフラであり、都市部はもとより人口減少が進む地方において様々な社会課題の解決を図る手段として期待されるため、地方での利活用を促すとともに、都市と地方で偏りなく普及が進むよう、必要な支援等を講じること。

(1) 都市と地方、地域間の偏りのない通信基盤の整備

国において、地方へ配慮した5G特定基地局の開設計画の認定が行われたところであるが、具体的な置局場所等については通信事業者に任されており、収益性の高い都市部で先行し、地方は後回しになることが懸念される。

このため、地方を含むエリアで早期に5Gサービスが開始されるとともに、人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域における基地局・光ファイバ網等の通信基盤が確実に整備され、都市と地方の基盤整備に格差が生じないように、国庫補助事業の拡充や自治体負担が生じる場合の十分な財政措置を行うとともに、通信事業者に対して適切な指導や働きかけを行うなど、万全の対策を講じること。

(2) ローカル5Gを含む5Gの利活用の促進

遠隔医療・教育、スマート農業、テレワーク・サテライトオフィス、自動運転、河川監視システムや、スマートファクトリーなど、

ローカル5Gを含む5Gを利活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む自治体や事業者に対し、必要な技術的・財政的支援を行うなど、具体的な利活用の実施を積極的に支援すること。

- (3) Society5.0 時代に向けたセキュリティ確保とデジタル人材育成
5Gの利活用には、サイバーセキュリティの確保や、革新的サービスを創出するデジタル人材が不可欠である。

I o T機器の脆弱性に係る対策をはじめとしたサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、都市と地方とで人材格差が生じることのないよう、デジタル人材の育成を国の重要政策に位置付け、国と地方を挙げて推進するとともに、地方が行う人材育成の取組への支援を強化すること。あわせて地方での育成が難しいマネジメント層やエンジニア等に都市から地方へ還流を促す仕組みを創設すること。

2. ウィズコロナにおける総合的な少子化対策及び女性の活躍推進について

少子化の影響による若年人口の減少や東京一極集中による地方からの人口流出は、地域活力の低下を招く深刻な問題であり、多くの地方では地域経済の根幹を揺るがす危機的状況にあるといえます。また、新型コロナウイルス感染症は、婚姻数の大幅な減少や妊娠のためらい、出生数の減少を招くなど少子化に深刻な影響をもたらしています。このため、抜本的な少子化対策等の取組やコロナ禍により脆弱性が明らかになった東京一極集中の是正など、地方と政府が両輪となって、大胆な地方創生の取組を展開していく必要があります。

さらに、この少子化に歯止めをかけるためには、結婚を望む人の希望がかなえられ、安心して出産・子育てができ、女性も男性も共に働き共に育み、支え合うことができる社会の構築が必要であり、そのためには、ウィズコロナの時代に適応した「結婚に関する気運の醸成と支援の充実」「子育て支援の強化」「女性の活躍推進」「男性の家事・育児参画の促進」「働き方改革」など、総合的な対策を同時並行で進めていく必要があります。

少子化社会対策大綱や新子育て安心プラン、女性活躍・男女共同参画の重点方針、働き方改革実行計画、ニッポン一億総活躍プラン等に掲げる施策を着実に推進し、コロナ禍においても国民一人一人の希望を実現させるため、政府においては地方に新たな財源負担を求めることなく予算規模を拡充して取組を進めるとともに、地方と一体となった取組を強力に推進していかれるよう、次のとおり提言します。

1. 結婚を望む人が希望をかなえられる社会の構築に向け、ウィズコロナの時代に適応した結婚や子育て、家庭を持つ“幸せ”を前向きに捉える全国的なポジティブキャンペーンを実施するなど気運の醸成を図ること。また、オンライン等も活用した多様な出会いの場づくり、結婚支援を行うボランティア活動など地域の実情に合った結婚支援の取組、未婚化・晩婚化対策についての主体的な取組を支援すること。地方への移住を希望する首都圏の若者と地方の若者との出会いの場の創出など、人口分散誘導にもつながる出会いの場づくりの取組への支援を行うこと。

また、地方の取組の成果を積み上げていくためにも、結婚サポートセンターの運営などについて長期にわたって支援を継続する仕組みを導入すること。

2. 若い世代に対して、家族の大切さや結婚し家庭を築くことへの前向きな意識の醸成を図るため、また、自分らしい働き方や生き方を選択できるよう、中高生及び大学生などの若者世代に対し、結婚や妊娠・出産、子育てに関する知識の普及や仕事と家庭生活の両立について学ぶなど、自らのライフデザインを考える機会を提供すること。

3. 子どもを産み育てることに対する不安感・負担感の軽減を図るため、出産育児一時金の増額により、出産等の費用負担軽減に取り組むとともに、保育料について、無償化されていない0～2歳児まで対象を拡大し、保育の無償化を実現すること。

また、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設するとともに、自治体の医療費助成に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を対象年齢にかかわらず完全に廃止すること。

さらに、不妊に悩む方の妊娠・出産の希望をかなえるため、人工授精や不育症の治療に係る助成制度の創設など経済的負担の軽減に向けた検討、不妊治療のための休暇制度の普及、不妊治療体験者の交流・情報交換の場の設置支援を行うこと。

加えて、放課後児童クラブや延長保育などの地域子ども・子育て支援事業に係る利用料の軽減措置、税制・年金制度等の優遇措置を創設すること。さらに、高等教育の修学支援新制度や私立高等学校の授業料の実質無償化について、財源の確保も含めて国の責任において確実に実施するとともに、制度の更なる拡充を図ること。

4. 貧困対策を効果的に推進するため、政府において全国統一基準による子どもの貧困の実態調査を実施するとともに、調査の結果については、子どもの貧困率など都道府県別データを提供すること。

また、「地域子供の未来応援交付金」の交付要件を緩和し、子ども食堂等子どもの居場所づくりへの支援など、地域の実情に応じた取組を継続的に実施できるようにすること。

加えて、不登校やひきこもり、貧困など様々な課題を抱え困難な環境にある子どもや若者に対する支援体制の強化を図るため、「子ども・若者総合相談センター」の運営費用の財政支援を行うこと。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に、特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、これまで3度の臨時特別給付金を支給することとされてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会経済の影響を受けやすいひとり親家庭に対し、児童扶養手当

の増額や給付型の住居支援など、生活基盤を確保するための支援を強化すること。

6. 待機児童解消に向けて、処遇改善や修学資金貸付の継続など総合的な保育士等の人材確保の取組を強化するとともに、「新子育て安心プラン」の着実な実施のための十分な財源を確保すること。

特に、研修によるキャリアアップとともに処遇改善を図る仕組みについては、新型コロナウイルス感染症の拡大による研修実施への影響等を踏まえ、受講時間数の緩和や、経過措置期間の延長など、保育現場が処遇改善に取り組みやすい制度とするとともに、研修開催費用に対する国庫補助率の引上げなど、キャリアアップ研修の実施に必要な財源を恒久的・安定的に措置することに加え、処遇改善等加算の認定事務の簡素化や事務執行に対する財政支援を行うこと。

また、修学資金が枯渇する見込みであることから、安定的な制度運用に向け、都道府県の資金状況を踏まえつつ、必要な財源を確保すること。

さらに、認定こども園の施設整備については、厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があり、手続きが煩雑となっていることや所管省庁によって予算確保の状況に違いが生じ、一体の施設でありながら部分的に補助金が圧縮され、事務手続きが複雑になっていることから、事業の効率化と事務負担の軽減のため、内閣府に一元化した上で十分な財源を確保すること。

加えて、昨今の建設経費の高騰により、保育施設の整備経費に係る補助基準額が実態より低くなっていることから、保育所等整備交付金の補助基準額を実態に見合うよう引き上げること。

併せて、休日保育の対応やコロナ禍で休園した際の児童の受入れ先となる公立保育所については、その重要性に鑑み、地域の実情や子どもたちの安全・安心が図られるよう、施設整備等に十分な財政措置を行うこと。

7. 障がい児を受入れる保育施設の充実を図るとともに、医療的ケア児の受入れには看護師等の配置が必要なこと、障がい児や発達障害が疑われるいわゆる「気になる子」などの対応には現行の保育士配置基準では充分ではないこと、あわせて、保護者への対応も必要になることから、これらの実態を踏まえた支援制度が必要であり、子ども・子育て新制度における施策等の拡充などの受入れ実態に見合った財政支援を行うこと。

8. 政府が給付した医療従事者や介護施設、障がい福祉施設の職員に対する慰労金と同様に、新型コロナウイルスが拡大する中において、三密対策が困難な厳しい環境の中で勤務を継続し、子ども達の居場所の確保に尽力している保育士等の児童関係施設の職員に対して、全国一律の慰労金の給付を行うこと。

9. 若い世代が安定した収入を得て、安心して結婚や出産・子育てに踏み切ることができるよう、男性の育児参画のための有給の特別休暇制度を創設するとともに、育児・介護休業法による所定労働時間の短縮措置を就学前の子まで拡大すること。

また、当該短縮措置や子の看護休暇・介護休暇の取得に係る賃金減少分に対する政府による支援制度を創設するなど、経済的デメリットの解消を図ること。加えて、非正規雇用労働者の正規雇用化に向けた取組を行う企業への支援策を拡充するとともに、多様で柔軟な働き方が可能となるよう環境整備を進めること。

10. 女性活躍の促進のため、雇用における男女均等支援や仕事と育児や介護との両立支援を強化するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の管理職への登用など女性の活躍推進に取り組む企業への支援を強化すること。

また、世界では「クオータ制」の導入等により、女性の政治・経済への参画が進んでいる状況に鑑み、政治分野における女性の参画拡大を推進するため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の実効性ある取組を進めること。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した子育てや介護、家事等の女性への負担集中を改善するため、女性も男性も家庭と仕事を両立できる柔軟で働きやすい制度の整備と活用を促進すること。加えて、男性の家事・育児への参画を促進するため、職場内の育休を取得しやすい環境づくりなどに取り組む企業のメリットを明らかにするとともに、共同して家庭責任を担うことに関する啓発を強化すること。

11. 女性の就業支援のため、全てのハローワークへのマザーズコーナーの設置と地方との連携によるワンストップ就労相談窓口の拡大を図るなど、女性のライフステージに応じた再就職・就業継続の支援を強化すること。

また、仕事と家庭の両立のため、保育所等の整備と保育士確保に向けた処遇改善の取組、発達障がいをはじめとする障がい児保育施策の充実、休日保育に対する費用を明確に支援するため「子ども・子育て

支援交付金」の一つとして位置付けるなど、多様な保育サービスの充実に取り組むこと。

12. 若年女性の地方定着・回帰策を検討するため、地域の実情を踏まえて各都道府県の比較ができるよう各種既存統計の見直しや、若年女性に対する全国意識調査を実施すること。

また、各種統計調査の実施に当たっては、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるようにする等、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実に努めること。

さらに、根強く存在する固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見を解消するため、各種公的広報・メディアの情報発信者が、固定的な性別役割分担意識や性差への偏見を助長しないよう、男女共同参画の視点に配慮した表現の積極的な啓発を行う等、取組を強化すること。

13. セクシュアル・ハラスメントやDVは重大な人権侵害であり、「女性と男性が互いに尊重し合い、共に社会を支えることが大切である」という教育が重要である。女性のDV被害者に対する保護体制の充実・処遇改善の研究、DV防止の普及啓発・学校等における予防教育を強化すること。

また、セクシュアル・ハラスメントやDV防止対策に加え、LGBT等の多様な性的指向・性自認に関する事など、男女共同参画に関する課題の多様化・増大化に対応するための男女共同参画センター等の機能充実・強化に向けて、国の助成制度を創設すること。

14. 新型コロナウイルス感染拡大の長期化は、女性の雇用や暮らしに深刻な影響を及ぼしており、孤独や不安を抱える女性に寄り添った支援が必要であるため、相談体制の充実や同じような境遇の方々が支え合う「ピアサポート」等の支援を強化し、支援を必要としている方に支援が届くよう、わかりやすい広報をすること。

また、コロナ下における女性の経済的困難により顕在化した、いわゆる「生理の貧困」について、全ての学校等における生理用品の無償提供の恒久化を検討すること。

15. 地域の実情に応じて地方公共団体が実施する少子化対策や女性の活躍推進のための施策に対する十分な財源を確保し、補助メニューの要件緩和や補助率引上げなど、一般財源の確保がネックとなっている地方の取組の継続に支障が出ない補助スキームを構築すること。

また、地域少子化対策重点推進交付金の更なる拡充や女性活躍応援

基金（仮称）の創設、地域女性活躍推進交付金の拡充や予算の追加措置が行われた令和2年度と同等以上の十分な予算措置など、少子化対策や女性活躍に資する複数年度にわたる取組を幅広く対象とする柔軟で継続的な支援を行うこと。

3. 新型コロナによる米価下落への対策について

北海道・東北地方は、米の主産道県として、我が国の主食であり、国民の命をつなぐ食料を安定的に供給してきました。

この度、各道県JAグループが提示した令和3年産米の概算金は、ほとんどの銘柄が前年産と比較して、60 kg当たり2,000円から3,000円台の大幅な下落となっております。この結果、稲作農家に支払われる概算金は1万円を下回る銘柄も多く、米の生産費を割り込み、再生産に影響を及ぼすことが危惧されるなど、稲作農家は厳しい状況に直面しております。

産地では、国が令和3年産米の需給安定のために必要とした過去最大規模となる6.7万ヘクタールもの作付転換を、水田活用の直接支払交付金等を活用しながら着実に進め、ほぼ達成しましたが、在庫は例年以上に多く、米価は下落傾向にあります。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化により、外食等の業務用を中心とする米の需要の大幅な落込みが影響していると考えられ、産地の努力だけでは対応しきれない部分であると考えます。

我が国の主食である米の将来にわたる安定的な生産の確保は、食料自給率や食料安全保障の見地からも非常に重要です。令和3年産米の米価下落が長期化した場合には、稲作農家の営農継続性が損なわれることを大変危惧しており、政府においては、これまでの水田農業関連対策の着実な実行に加えて、次の事項について取り組むよう、強く要望します。

1. 米の需給安定対策

コロナ禍で米の需給が大幅に悪化している状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による需要減相当分を供給から切り離す、真に実効性のある在庫対策を速やかに実施するとともに、長期計画的に販売する取組への支援を継続・拡充すること。

2. 農家の経営所得安定対策

重要なセーフティネットである「収入減少影響緩和対策（ナラシ）」の早期発動による稲作農家への補てん金の速やかな支払いを行うとともに、補てん額算定に用いられる標準的収入額については、収入保険における令和2年度の「新型コロナウイルス特例」の例に倣うなど、新型コロナウイルス感染症の影響が反映されないようにすること。さらには、確実な実施に向けた十分な予算を確保すること。

また、主業農家や人・農地プランの中心経営体等も対象とするなど、

セーフティネットの拡充・強化を図ること。

3. 十分な作付転換支援

令和3年産に転換された非主食用米等の定着が図られるよう、水田活用の直接支払交付金の交付水準を維持するとともに、令和4年産以降の転換が更に推進されるよう、十分な予算措置及び支援策を講じること。

4. 需要拡大・消費拡大に向けた対策

国内における米の需要の長期的な減少傾向を踏まえ、外食需要の回復など、国内需要の拡大対策を更に強化するとともに、輸出向けにも需要が見込まれる「パックご飯」など、新たな米の需要拡大に資する取組に対する支援を充実させること。

また、新たな生活様式に対応した販路多様化による販売促進対策の継続・拡充のほか、コロナ禍により生じた生活困窮者等への支援や海外向けの食糧援助など主食用米の緊急的な消費拡大対策を強化すること。

4. 職業能力開発校における留学生の受入等について

少子高齢化による生産年齢人口の減少といった構造的な問題を背景として、地域の中小企業においては、各業種にわたり人手不足感が強く、人材確保が大きな経営課題となっています。

このような課題の有効な解決策の一つとして、外国人材の育成及び受入の必要性が高まりをみせています。

こうした中、地域における職業訓練の基盤となる職業能力開発校においては、ものづくり分野を中心に企業の人材ニーズに応じた職業訓練を実施するなど、地域の産業人材育成の一翼を担っておりますが、現在、職業能力開発校では、出入国管理及び難民認定法による「留学」の在留資格が認められておりません。また、仮に規制緩和により、職業能力開発校の入校者に「留学」の在留資格が認められたとしても、修了後に在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更が認められておらず、習得した技術・知識を活かした職に就くことができないことから、職業能力開発校においては、外国人材の育成が図りにくい現状にあります。

一方、職業能力開発短期大学校や専修学校等の入校者については、既に留学の在留資格が認められ、また、修了者が習得した技術・知識を活かした職に就く場合は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更も認められています。

職業能力開発校は、専修学校と授業あたりの生徒数や定員に対する教員数の編制等のほか、施設の設備や指導内容についても同等であり、設備及び編制等において専修学校と同程度と考えられることから、職業能力開発校の入校者に対しても「留学」を付与できるものと考えております。

また、職業能力開発校と専修学校では、修了者の取得可能な資格が同等の場合が多く、習得する専門的知識も同程度と考えられることから、職業能力開発校修了者について、専修学校修了者と同等に評価し「技術・人文知識・国際業務」の在留資格も付与できるものと考えております。

これらの規制緩和が実現すれば、職業能力開発校において、留学生を対象とした人材育成が可能となります。また、職業訓練修了後、習得した技術・知識を活かした職に就くことが可能になれば、地域の中小企業における人手不足解消の一助となり、地域経済の活力維持・向上につながります。

さらに、このような取組により外国人材の受入が進み、地域の中小企業の人材確保が図られることにより、国の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に掲げる「活力ある中堅・中小企業等の創出」を通じた「活力ある地方創り」への貢献も期待できます。

こうした状況を踏まえ、次の措置を講ずるよう強く要望します。

1. 職業能力開発校における留学生の受入が可能となるよう、職業能力開発校について、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の留学の項の下欄における「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」と認めること。
2. さらに、職業能力開発校を修了した留学生について、習得した技術・知識を活かした就労が可能となるよう、出入国管理及び難民認定法別表第1の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を認めること。

5. I L C（国際リニアコライダー）の実現について

国際リニアコライダー（I L C）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。

また、I L Cは国や地域、言語、宗教などの隔てなく、世界中の研究者、技術者が結集するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及びます。特に、建設候補地である東北では、I L Cの建設、運用を通して、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待されます。これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災からの創造的復興が実現し、「新しい東北」の扉が開かれ、ひいては日本の成長にも貢献できるものと確信しており、令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際にも、I L Cは「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附帯決議が衆参両院でなされたところです。

政府においては、平成31年3月のI L C計画に関する見解に沿って、文部科学省が海外パートナー国との国際分担等について、アメリカ、ヨーロッパ各国との議論を進められており、関係省庁においても、地方創生や復興など様々な観点から実現に向けて検討されるなど、積極的な取組をいただいているところです。

国際的には、既にI L Cに対する支持を表明しているアメリカ政府に加え、令和2年6月に更新された欧州素粒子物理戦略において、ヨーロッパの研究者の協力姿勢が明確に示されました。

さらに、世界の研究者コミュニティの組織であるI L C国際推進チームが本年6月に「I L C準備研究所提案書」を公表するなど、I L C実現に向けた取組が進展しており、7月には文部科学省がI L Cに関する有識者会議を再開しています。

また、超党派の国会議員で構成される「リニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟」が、I L C実現に向け国際的な活動を精力的に展開しているほか、東北I L C推進協議会や先端加速器科学技術推進協議会などが連携し、全国的な広報活動を展開するなど、民間ベースでの活動も広く活発になってきております。

建設候補地である東北では、I L C国際推進チームの活動に応じて実務的な調査検討等を行う東北I L C事業推進センターが自治体や大学等により発足し活動を進めています。北海道・東北地方は、今後とも、日本の他地域と連携を一層深め、産学官民が一体となって、I L Cの実現に向けて最大限の努力をしてまいります。国におかれまして

は、次の事項に取り組みますよう提言します。

1. ILC計画について、日本での実現を目指し、令和4年度中のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、日本政府が主導し、国際的な議論を更に推進すること。
2. ILCを、我が国の科学技術の進展、さらに、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内の議論を加速させること。

6. 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

各道県においては、地方創生の実現に向けて、地方版総合戦略に基づく様々な施策を展開しているところですが、いまだ地方における高規格道路等のミッシングリンクなど、社会インフラには地域間格差が存在しているほか、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、大都市部への過度な一極集中のリスク回避や、サプライチェーンなどの生産拠点の国内回帰が求められていることから、地方における社会資本の計画的な整備などによる、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の解消や、分散型国土の形成が必要です。

また、令和3年7月の大雨による土砂災害や同年8月に発生した豪雨災害を始め、近年、数十年に一度といわれるような豪雨や台風が毎年のように全国各地で発生している中、国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、地方においても集中的に取り組んでいるものの、気候変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害に対する抜本的な対策としては十分とは言えず、防災・減災対策の更なる推進が急務となっています。

さらに、老朽化が進行しているインフラや公共施設の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に行うため、各道県において「公共施設等総合管理計画」を策定し、計画の実施段階に入っていますが、今後、公共施設等については、財政負担を軽減・平準化するとともに、施設の最適な配置を実現し、将来を担う世代に大きな負担を残すことなく良好な状態で引き継いでいく必要があります。

このため、次の措置を安定的かつ持続的に講ずるよう提言します。

1. 地方創生の実現に不可欠な社会資本の整備や、災害に強い国土づくり、インフラ機能確保のための点検・診断、維持管理・更新等を計画的に推進するとともに、災害対応や除排雪作業、インフラの整備・維持管理の担い手として、将来にわたり地域を支える建設産業の維持・活性化のため、当初予算において、必要な社会資本整備、防災・減災対策や道路、河川・ダム、砂防、下水道、海岸、港湾等の老朽化対策にかかる予算（道路メンテナンス事業補助、社会資本整備総合交付金等）の大幅な拡充を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。また、地域の実情に応じた、維持管理に活用可能な交付金制度の創設など、老朽化対策に係る財政支援の拡充を図ること。特に、下水道については、公衆衛生の確保や公共用水

域の水質保全など、公共性の高い役割を担っているほか、老朽化の進行は、汚水流出や道路陥没等の原因となり、関連する公共インフラ等に多大な影響を与えるため、改築更新に対する財政支援を重点的かつ継続的に行うこと。

また、令和元年度の記録的な少雪では、除排雪業者の経営が圧迫され、地方における道路除排雪体制の維持に支障を来すおそれがあることから、除排雪業者が少雪時においても安定した経営を維持できるよう、最低限必要となる機械の固定経費などに対する支援制度を創設した上で、冬期における円滑な交通確保のため、近年の労務費や諸経費等の上昇に伴う経費の増加を踏まえ除排雪に必要な予算を確保するとともに、地域の実情に応じた交付金の柔軟な執行に対応すること。併せて、除雪体制を維持するため、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

さらに、基礎的インフラである道路の整備・管理が長期的・安定的に進められるよう、新たな財源を創設すること。

併せて、主要な観光地へのアクセス道路の整備等について、国庫補助制度対象事業の拡大を図ること。

2. 国土強靱化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施できるよう、昨年12月に新たに策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、必要な予算・財源を通常事業と別枠で確保し、2年目以降も1年目と同様に十分な予算を当初予算も活用しながら措置するとともに、地方財政措置の拡充などによる更なる負担軽減を図ること。

また、国土強靱化に資するきめ細やかな対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業の恒久化や対象事業の拡充など必要な措置を図ること。

さらに、積雪寒冷地の実情を踏まえ、冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、防雪事業や凍雪害防止事業等の雪対策について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による着実な推進に配慮すること。

3. 公共施設等の最適な配置を計画的に推進するため、補助事業完了後、経過年数が10年未満である施設等についても、「公共施設等総合管理計画」に基づき補助対象財産を処分する場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定による国庫納付を求めず承認するなど、一層の弾力化を図ること。

また、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」において、同計画は少なくとも10年以上の期間とすることとされているこ

とから、地方債措置の期間延長と所要額の確保を図るとともに、公共
用建物に限定されている地方債の対象施設を庁舎等の公用建物にも
拡大すること。

4. 全国各地で頻発化・激甚化する自然災害からの復旧にあたり、地方
が実施する災害復旧事業において、財源の確保が課題となっているこ
とから、公共土木施設の災害復旧事業へ充当する地方債について、過
年の充当率が現年と同率となるよう、見直しを行うこと。

また、災害復旧事業に関する調査・設計費の国庫補助対象要件につ
いて拡充を図ること。

7. 広域交通ネットワークの整備促進について

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大都市圏への過度な人口集中に伴うリスクを有する我が国の脆弱な国土構造が改めて浮き彫りとなったことから、東京圏への一極集中を是正し、人材と産業の地方分散を推進するためにも、基盤となる総合的な交通ネットワークを早期に形成することが必要です。

また、北海道・東北地方は全国で人口減少が最も進む地域であり、一刻も早い生産性の向上が求められていることのほか、東日本大震災をはじめ、近年頻発する地震や台風、集中豪雨などの自然災害を踏まえ、北海道・東北地方全体で代替性・補完性（リダンダンシー）を確保する国土強靱化の観点からも、高規格道路等の整備や、新幹線の整備計画路線の整備、航空ネットワークの充実、港湾の機能強化などの基盤となる広域交通ネットワークの整備促進が不可欠です。

さらに、この度のコロナ禍の状況においても、その先を見据えて、北海道・東北地方の外国人を含めた観光客の移動を支える高速交通ネットワークのより一層の整備促進が求められています。

こうしたことから、地域経済を支える産業の振興や雇用の創出、交流人口の増加等による北海道・東北地方の活性化を進めるため、それらの基盤となる高速交通ネットワークの早期整備及び地方航空路線の維持・拡充について提言します。

1. 高速交通ネットワークの整備促進について

東北地方における太平洋側や日本海側を縦貫する「縦軸」と、太平洋と日本海を結ぶ「横軸」の格子状骨格道路ネットワーク及び北海道における2環状8放射の道路ネットワークの整備を加速するため、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の全線4車線化、高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワークによる機能強化を図るとともに、これら道路ネットワークの機能強化のため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づく別枠の財源を、当初予算も活用しながら安定的に確保すること。

重要物流道路については、今年7月に策定された地方ブロック版の新広域道路交通計画を踏まえ、地方の意見を十分に反映したうえで、事業中・計画中の路線を含めて、速やかに追加指定を行うこと。

また、当該道路の機能強化及び整備促進のため、補助事業や社会資本整備総合交付金等による重点支援を行うこと。

2. 地方航空路線の維持・拡充について

少数便路線や不便な条件不利地域において発着する路線について、航空会社が経営効率による判断から路線の休止・減便等を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体等と協議を行う制度を設けるなど地方路線の維持に配慮すること。

また、地方航空路線の維持・拡充を図るため、航空会社に対する運航費の補助を行うなど、必要な対策を講ずること。

空港整備勘定について、十分な除雪体制・消防力の確保等、航空機の定時性・安全性の向上に資する空港の運営経費や、路線維持・利用促進等のソフト事業に活用できるよう用途の拡大を図ること。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から10年余が経過した復興の状況、安全・安心への取組等について、外国の政府・航空会社に対して、随時、正確な情報の発信に努めるとともに、海外からの誘客促進につなげる取組を行うこと。

平成29年7月に認定された訪日誘客支援空港について、国際線着陸料の軽減や空港施設の受入高度化に係る補助等の支援策を継続するとともに、今後の新規就航や増便を見据えた予算措置の拡充や国際線着陸料軽減額の上限を緩和すること。また、全ての認定空港について同等の支援措置が受けられるよう制度の拡充を図ること。

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営を強いられている航空関連産業に対する総合的な支援を行うとともに、航空ネットワークの早期回復が進むよう積極的な政策を実施すること。

あわせて、地方空港の国内・国際定期路線の運休・減便が続いている状況を踏まえ、固定経費として大きな負担となっている空港ビル内等の航空会社事務所の賃借料に対する補助など、路線の維持に必要な支援を実施すること。さらに、各地方空港における新型コロナウイルス検査の能力確保とともに、引き続き、着陸料の減免やグランドハンドリングに係る費用への補助など、路線の回復に必要な支援を行うこと。

加えて、空港ターミナルビルの運営会社についても、航空会社同様厳しい経営状況を強いられていることから、事業継続のための支援を実施すること。

8. 新幹線の整備促進について

新幹線は、我が国の高速輸送体系を形成し、日本経済の発展と国土・地域づくりの軸となる極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地方が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、21世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、新幹線の高い耐震性や震災時における交通機能の重要性を踏まえ、災害に強い国づくりの観点から多重系の輸送体系による代替補完機能を確立するとともに、日本経済の再生と国全体の活性化を図るため、さらには、今般の新型コロナウイルス感染症により、改めてリスクが浮き彫りとなった東京圏への一極集中を是正し、分散型社会を構築するためにも、新幹線の一層の整備推進及びより大きな新幹線効果の発現が必要であることから、次の事項について提言します。

1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や、北海道と歴史的・文化的につながりの深い東北地方との相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、札幌までの早期完成を図るため、次の事項について配慮すること。

- (1) 新青森・新函館北斗間の安全運行の確保と札幌までの早期完成を図ること。
- (2) 札幌・東京間の最大限の高速化に向け、青函共用走行区間においては、時速260kmへの速度向上及び時間帯区分方式の拡大並びに札幌開業を見据えた高速走行のスケジュール及び目標を早急に示すとともに、抜本的方策による全区間・全ダイヤ高速走行の実現を早期に図ること。その際、山形新幹線、秋田新幹線の速達性を損なうことのないよう十分留意すること。また、更なる高速化の検討に当たっては、北海道と本州の間の物流の確保にも十分配慮すること。
- (3) 貸付料など幅広い観点からの更なる建設財源の確保や財源措置の拡充による地方負担の軽減を図ること。

2. 基本計画路線の早期実現に向けた整備計画路線への格上げ

羽越新幹線及び奥羽新幹線などの路線については、40年以上の間、いまだに基本計画の段階にとどまっていることから、早期に必要な調査を実施させ整備計画を決定し、整備の促進を図ること。

9. 地域医療対策の充実について

医療は、国民の生活に欠くべからざるものであり、誰もが地域で必要な医療を受けられるとともに、地域の医療従事者が働きがいのある医療環境を作っていく必要があるが、今日、我が国の地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となり、いわば「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

こうした危機的状況を打開するため、都道府県は、奨学金事業やキャリア形成支援など医師の確保・養成の取組を進めてきました。また、急速に進む少子化や高齢化に伴う医療需要の変化に対応するため、地域医療構想を策定し、各地域で関係者による協議を行いながら、病床機能の分化・連携による効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けた施策を推進しています。

今般、住民の人口構成や医師の年齢分布などの要素を考慮した「医師偏在指標」が示され、改めて医師の地域間偏在、都道府県間偏在が明らかにされました。今後、都道府県は、医師確保の方針、目標医師数や目標の達成に向けた施策等を定めた「医師確保計画」に基づき、引き続き医師の不足及び偏在対策に取り組んでいくこととなりますが、都道府県のみでの取組には限界があると考えます。

また、新型コロナウイルス感染症が全国各地で猛威を振るい、医師数が比較的多いとされる都市部であっても、医療崩壊の危機が叫ばれる状況にあります。医師不足が顕著な道県において感染症が拡大した場合、医師への負担が増大し、感染症対応だけでなく、地域医療提供体制の維持に影響が出ることが懸念されることから、必要な医療を迅速に提供できる体制の整備が急務であります。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応においては、地域の中核病院の重要性を再認識したところであり、今後、地域医療構想を進めていく上で、単に医療機関の再編による縮小・均衡を目的とするのではなく、中核病院の整備・機能強化を柱に据えた医療再編を促していく必要があります。

こうしたことに鑑み、医師の不足や地域間偏在の根本的な解消に向けた、実効性のある医師確保策を講ずるとともに、医療再編に係る地方自治体への更なる財政支援を行うことを提言します。

1. 医師をはじめとする医療従事者の養成・確保

(1) 大学医学部における医師の養成体制の強化

医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、歯学部振替枠を除き、令和5年度末まで1年間延長され、さらに、新たに歯学部振

替枠の廃止に伴う臨時定員が認められることとなった。

一方、医師の地域間偏在を解消し、地域の医療を安定的に確保するとともに、新たな感染症によるパンデミックが発生した場合にも、医療現場の崩壊を招くことなく、適切な医療を提供するためには、医師の絶対数を増やすことが必要である。

こうしたことから、医師不足が顕著な道県に十分に配慮し、大学が、医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、現在の医学部臨時定員増については医師不足が顕著な道県にのみ恒久的な措置とするほか、将来時点（2036年）の必要医師数等を踏まえ、医学部定員の上限の緩和を含む既設医学部の大幅定員増や医学部新設を可能とすること。

また、医師不足が顕著な道県においては、恒久定員内に設定すべき地域枠の割合（5割程度）の要件を見直し、又は県内大学の恒久定員内への地域枠の設定状況にかかわらず、臨時定員増を積極的に認めること。

なお、令和5年度の歯学部振替枠廃止に伴う臨時定員に係る地域枠については、特定の診療科を対象とせず、地域の実情に応じて幅広い診療科を指定することを可能とするなど、柔軟な運用を行うこと。

さらに、現行の臨時定員、歯学部振替枠廃止に伴う臨時定員及び恒久定員内への地域枠設定に当たっては、地域枠の医学生を地域医療に従事する医師として養成するために必要な教育体制の充実や大学の負担軽減のため、運営費交付金等を拡充するなど、大学に対し、医学生教育の充実のための必要な財政的支援を行うこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に備えた医療従事者の養成・確保

新たな感染症が拡大した場合にも、感染症対応を行いつつ、感染症以外の疾患にも対応できる医療提供体制を確保していく必要があり、国では、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を第8次医療計画に盛り込むこととし、都道府県において、必要な体制整備を進めることとされている。

その中でも、感染症に対応する専門人材の確保が重要な課題となることが見込まれることから、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を検証し、不足する診療科の医師を計画的に養成するなど、今後起こり得る感染症への対応も見据え、医師確保対策を進めること。

また、感染症の対応には、看護師、薬剤師、臨床工学技士など、幅広い医療従事者が必要であることから、チーム医療を担う医療従

事者の養成・確保に向けた取組を更に強化すること。

2. 医師の地域偏在解消に向けた臨床研修制度の見直し

地方の臨床研修医のマッチング率は都市部に比べて低く、依然として都市部への臨床研修医の集中が懸念される場所である。

研修修了後の定着率が高い臨床研修医の確保は、医師不足が顕著な道県にとって喫緊の課題であることから、大都市圏における臨床研修の募集定員を減少させ、募集定員を研修対象者数と同程度にする取組を早期に実現するため、前年度の臨床研修医採用数を、当年度の採用数の上限とすることが可能な大都市圏に対する激変緩和措置を廃止するなど、医師不足が顕著な道県における臨床研修医の確保に最大限配慮し、都市部への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。

また、地域で活躍できる医師の養成に資するよう、臨床研修2年目における地域医療研修の拡大などについて議論されているが、制度の見直しに当たっては、機械的に進めることなく、地域の医療機関で研修する期間を、例えば半年程度確保できる制度に見直す等の研修期間の拡大や、研修先の見直しなど様々な検討を行うとともに、指導医を医師多数県から派遣するなどにより地域の研修体制を整備することで、真に研修医が地域の魅力を感じることが出来る制度とすること。

3. 医師の地域偏在解消に向けた実効性を伴う専門研修の仕組みの創設

専門研修制度については、国の「専門医の在り方に関する検討会報告書」において、「医師の偏在是正を図ることを目的」に検討するとされていたところであり、制度の趣旨を踏まえ、医師の偏在是正に向けて、次の事項を実施すること。

(1) 専攻医募集定員に係るシーリングについては、激変緩和措置により医師の地域偏在是正に十分な効果が発揮されておらず、連携プログラムの効果が及ぶ範囲は都市部周辺県に限定的であることから、将来の医療需要や医師の稼働実態等地域の実情を適切に踏まえた各都道府県・各診療科の必要な医師養成数による募集定員の設定などにより、しっかりとしたシーリングをかけること。

(2) 地方の指導環境を充実させるため、医師不足が顕著な道県に指導医を派遣した都市部の病院にインセンティブを付与することなどにより、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みを創設すること。

- (3) 専門研修プログラムの更新制度について、医師のキャリアにも配慮した上で、地域の基幹的な病院で勤務するなど、専門医として全国どこでも通用する実力を付ける研鑽の場として、医師不足が顕著な道県において、一定期間勤務する制度とすることとし、その勤務地の考え方については、都道府県の意見を聴く仕組みとすること。また、その実施にあっては、派遣先が特定の県に偏らない仕組みを整えるよう、日本専門医機構に働きかけること。
- (4) 専門医制度における地域枠離脱防止策に関して、不同意と認定することで都道府県が法的な責任を負うことのないよう、地域枠からの離脱に対する同意／不同意の基準を明確に示すなど、国の積極的な関与により、実効性のある仕組みを整備すること。
- (5) 日本専門医機構において、令和3年4月の研修を開始する者から、地域枠都道府県との不同意離脱者に対し、専門医資格の認定を行わないこととしているが、これを専門医資格の更新時にも適用するよう、国から働きかけること。
- (6) 総合診療科プログラムについて、他の18基本領域研修プログラムとの間で、ダブルボードでの研修を可能とすることを検討すること。
- (7) 連携施設における指導医の在籍要件を柔軟に運用するなど、地域医療と専門医制度の共存を図ること。
- (8) 地方においては、指導医数が不足している反面、症例数が多いことから、症例数の多い地域では、専門医の認定及び更新の要件を緩和するなど、地方における専攻医及び専門医を増やすために柔軟に対応すること。
- (9) 臨床研究医コースを選択した専攻医数は、医師多数県で多くなっているが、このコースはシーリングの別枠となっており、今後、定員が野放図に拡大されると、シーリング逃れになる懸念もあることから、しっかり運用状況の検証を行うこと。
- (10) シーリングの対象外となっている外科・産婦人科などについてもシーリングの対象とするなど、医師不足が顕著な道県における不足が顕著な診療科の医師不足の解消に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

4. 医師の地域偏在解消のための仕組みづくり

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県は、医師確保計画を策定し、地域の実情を踏まえた医師の偏在対策に主体的に取り組むこととされたところである。

医師確保計画に基づく医師確保・偏在対策を実効性のあるものとしていくため、国では、医師少数区域等において一定期間勤務した医師を認定する制度を創設したところであるが、医師少数区域での勤務経験を管理者の要件とする病院を、地域医療支援病院に限らず全ての病院へ拡大するなど、医師の地域偏在解消のための更なる仕組みづくりを行うとともに、認定制度に係る経済的インセンティブに係る支援については、国の責任において実施すること。

また、地域の拠点病院において、過重な負担がかかる勤務医や、政策的ニーズが高い又は高度な医療技術を必要とする医療分野について、診療報酬（ドクターフィーの導入など）を含めたインセンティブを設定すること。

さらに、将来的に医師偏在が続く場合には、医師が充足している地域・診療科の定員や保険医の定数を設定するなど、抜本的な対策を実施すること。

5. 医師の働き方改革と医師確保・偏在対策の一体的な推進

医師が不足している地域における医師確保が図られないまま、時間外労働の規制の取組などの医師の働き方改革が推進された場合、当該地域における医療提供体制に多大な影響を与えるとともに、地域医療確保暫定特例水準医療機関等における医師確保が困難になることが想定される。

このことから、働き方改革の推進に当たっては、地域における医師確保・偏在対策の着実な進展を前提として一体的に進めること。

また、医師不足が顕著な道県など、医療資源が限られている地域においても医師の働き方改革を着実に推進していくため、現行の地域医療提供体制確保加算等の診療報酬上の加算や、地域医療介護総合確保基金における地域医療勤務環境改善体制整備事業については、2024年度の時間外労働の上限規制の適用以降も、継続すること。

6. 医師確保対策等への強力な財政支援

都道府県が医師確保計画に基づき実施する医師の確保・偏在対策のための具体的な施策に対し、更なる財政支援を行うこと。

具体的には、地域医療介護総合確保基金（医療分）の国補助分については、十分な財源を確保するとともに、配分方針の更なる明確化や客観化により、医師偏在の是正に向けて積極的に取り組む医師不足が

顕著な道県における医師確保の取組に対する重点的な配分を確実に
行うこと。

また、事業区分間での流用を可能にするなど、地域の実情に即して
柔軟に運用できる制度とすること。

併せて、医師不足が顕著な道県においては、医師確保に多額の一般
財源を投入していることに鑑み、地域医療介護総合確保基金(医療分)
の都道府県負担分に対し人口に応じ措置されている普通交付税につ
いても、国補助分の配分の更なる精緻化に合わせて、医師不足が顕著
な県に重点的に配分すること。

加えて、医師偏在の是正に資する修学基金等に係る特別交付税につ
いて、上限額見直しを図るなど、都道府県の負担が生じないよう、一
層の財政措置を講ずること。

7. 医療再編や新興感染症等対策に係る地方自治体への更なる財政支援 等

新型コロナウイルス感染症への対応においては、感染症対策にあた
る地域の中核病院に医療資源を集約していくことが重要であり、今
後、地域医療構想を進めていく上で、単に医療機関の再編による縮小・
均衡を目的とするのではなく、中核病院の整備・機能強化を柱に据え
た医療再編を促していく必要がある。

今後こうした観点での医療再編を円滑に進めるため、地域医療介護
総合確保基金の拡充や中核病院の整備・機能強化に対する支援メニ
ューの追加、それに伴う地方交付税措置の充実など、医療再編に取り
組む地方自治体に対し、従前以上の手厚い支援を講ずること。

また、国においては、次期医療計画の基本方針や作成指針、感染症
法に基づく基本指針のほか、施設基準案を早期に提示できるよう検討
を進め、随時地方自治体と情報共有するとともに、令和6年度以降は
もとより、それ以前から新たな基本方針等に基づき新興感染症等に対
応した体制の構築を行う医療機関への追加的支援策や自治体が行う
補助等への財政支援について、柔軟かつ必要な財政措置を講ずること。

10. 水害の頻発・激甚化に備えた治水及び治山対策等の強化について

近年、気候変動等の影響により、全国各地で豪雨の発生が以前より増加し、またその降り方もこれまで経験したことがないほど激甚化しており、災害発生リスクは極めて高まっている状況にあります。

令和3年8月に発生した豪雨災害や同年7月の大雨による土砂災害を始め、九州や中部地方、山形県を中心とした令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風、平成30年7月豪雨や8月の山形県での豪雨、台風21号、平成29年の九州北部豪雨、秋田県での洪水氾濫、平成28年には北海道における台風、岩手県で豪雨災害が発生するなど、豪雨による甚大な被害が全国各地で頻発しています。

国においては、平成27年12月に「水防災意識社会再構築ビジョン（以下、水ビジョン）」を策定し、ハード・ソフト対策が一体となった治水対策を推進しております。その後、平成29年6月の水防法の一部改正では、この取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるとともに、令和元年12月に策定した「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、関係省庁と連携し、令和2年6月には国土交通省が所管するダムが存在する全ての1級水系99水系において治水協定の合意がなされ、貯水容量を活用した治水対策が運用されるなど、同様の被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策が講じられているところであります。

しかしながら、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、今後も降水量がさらに増大すること等が懸念されていることから、令和3年5月に公布された「流域治水関連法」や、令和3年7月策定の「流域治水推進行動計画」に基づき、河川管理者、下水道管理者といった管理者主体で行う従来の治水対策に加えて、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、防災・減災が主流となる社会を実現するため、抜本的な治水及び治山対策と土砂災害対策の早急な強化が重要であることから、次の事項について要望します。

1. 避難・水防対策にかかる財源の十分な確保

水防法に基づく大規模氾濫減災協議会で決定された取組は、引き続き、継続的に実施する必要があることから、必要となる予算については、十分に財源を確保すること。

2. 近年の豪雨災害等を踏まえた抜本的な治水及び治山対策・土砂災害対策の推進

治水ダムや河川改修、堆積土砂・支障木の除去等洪水に備えた予防対策や局所対策等中小河川への支援拡充、市街地での地下調節池を含む流域貯留施設の整備などに加え、近年、頻発・激甚化する豪雨災害等を踏まえた、抜本的な治水対策と土砂災害の防止・軽減の基本である砂防堰堤や治山施設の整備等を迅速かつ強力で推進すること。

特に、上流域の治山対策については、流域治水対策としての河川砂防と連携した取組が重要であることから事業実施に必要な財源を確保すること。

さらに、森林の持つ災害防止機能を高めることにもつながる、森林整備等の取組に対する支援を拡充すること。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、災害から住民の命と暮らしを守り、重要な社会機能を維持するため実施する国土強靱化の取り組みについては、昨今、大規模災害の発生が切迫している状況を踏まえ、重点的かつ集中的に推進する必要があることから、ハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策等の加速化・深化のために必要な財源を十分に確保すること。

加えて、「緊急浚渫推進事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」や「緊急防災・減災事業債」については、道県・市町村における防災・減災事業の推進のため、地方の負担軽減が必要であることから、今後も地方財政への支援として継続・拡充等を図ること。

併せて、令和3年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」についても、社会基盤施設の長寿命化により、防災・減災に資するものであり、地方の負担軽減が必要であることから、今後も地方財政への支援として継続すること。

3. 住民の主体的な避難を促すソフト対策の実施

大規模な水害及び土砂災害に対し、住民が主体的に避難できるよう、防災情報提供の在り方を総合的に見直すとともに、洪水浸水想定区域図の作成、ハザードマップの整備と周知、監視カメラの設置等住民目線のソフト対策を加速するため、技術開発の推進、維持管理費を含めた財政面の支援について、引き続き強化すること。

また、災害対策基本法の改正により、避難勧告が避難指示に一本化される等、新たな避難情報が導入されたが、災害時に住民が混乱なく避難できるよう、改正意義の周知徹底に自治体と連携して取り組むこと。

4. 国と関係道県等との連携強化

効果的・効率的な治水及び治山対策を実施するため、国、関係道県、市町村等との更なる連携強化を図ること。

5. 災害関連緊急治山事業について

災害関連緊急治山事業について、多様な災害に迅速かつ着実に対応できるよう、事業期間を延伸するとともに、被害を受けることが想定される人家戸数などの採択要件を緩和すること。

6. 土砂災害を防止するための残土処分規制について

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土砂災害については、残土の処分に伴う大規模な地形改変の影響が懸念されているところである。一部自治体では条例等により規制しているが、罰則に上限規定が設けられていることなどにより、適正処理の徹底に限界があることから、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること。

7. 水害リスク情報空白域解消に係る補助制度の創設

令和3年5月の改正水防法の公布により、住宅などの防護対象のある全ての一級・二級河川で浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表が義務付けられたことから、新たな補助制度を創設する等、作成団体への財政支援を確実に行うこと。

11. 豪雪地帯対策特別措置法の改正について

近年、高齢化の進展や雪の降り方の変化を背景に、雪下ろしなど除雪作業中の事故等による全国の死者数は直近10年間で700名を超えており、20年前（平成4年～13年）と比べ約3倍となるなど、大幅に増加しています。

死者数の8割は北海道・東北、新潟に集中しており、令和2年度の豪雪では8道県で93名、直近10年間では617名の方が命を落とされました。

折しも、今年度末に豪雪地帯対策特別措置法（以下「豪雪法」という。）の特例措置の期限を迎えることとなっておりますが、これまでと異なる地域の状況変化に対して、地方自治体の自助努力のみでの対応が困難になってきていることから、国においてしっかりとした制度的な支援が必要です。

このような状況を踏まえ、次のとおり提言します。

1. 従来の特例措置の期限延長

豪雪法第14条（基幹的市町村道の改築に係る道府県代行の特例）及び第15条（公立小中学校の分校舎等の新築等に係る補助率・負担率の引き上げ）については、期限を10ヶ年延長すること。

2. 豪雪地帯を対象とした柔軟な交付金や基金制度等の創設

豪雪地帯は、人口減少・高齢化等の社会構造の変化に加え、気候変動の影響による異常降雪など多くの課題があるにも関わらず、離島地域など他の条件不利地域対策に比べ、国の施策展開が十分とは言えないことから、地域コミュニティによる持続可能な除排雪体制の確保、高齢者等要援護者世帯の住宅や管理不全空き家の除雪など、近年益々重要となっている豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる次の財政支援制度を法律上の手当てと併せて創設すること。

また、制度創設に当たっては、豪雪地帯のニーズを的確に捉えた使い勝手がよい制度にするとともに、十分な予算を安定的に確保すること。

- (1) 生活道路除雪や高齢者の見守りなど、地域コミュニティによる除排雪の仕組みづくりや体制維持、要援護者世帯の除雪、除排雪

作業に係る先端技術の開発・導入、集落における小型除雪機械の設置等に対する支援を行うこと。

- (2) 積雪による空き家の倒壊、空き家からの落雪等による危害の発生を防止するため、市町村が緊急的に実施する管理不全空き家の除排雪等に対する支援を行うこと。
- (3) 除雪ボランティア等による共助の支援体制構築等に対する支援を行うこと。
- (4) 豪雪地帯の産業経済の活性化（定住促進、産業振興、交流促進等）に対する支援を行うこと。

3. 豪雪地帯における課題の解決に向けた配慮規定の追加

- (1) 既存住宅に対するアンカー設置など安全装備の普及に関する配慮規定を追加すること。
- (2) 克雪や利雪に係る技術の開発・普及に関する配慮規定を追加すること。

12. 災害救助法の適切な運用等について

災害救助法（以下「法」という。）は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとなっておりますが、近年の自然災害の頻発化・甚大化に伴い、法の目的である応急救助はもちろんのこと、その後の被災者の生活再建にも大きな影響を与えることから、一層の適時適切な運用が求められているところです。

法が適用される災害は、法施行令第一条第一号から第三号に定めのある一定数以上の住家滅失世帯が認められた場合のほか、同条第四号の規定による「多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合」であって、内閣府令で定める「災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする」場合若しくは「被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする」場合、いわゆる「4号基準」に該当する災害とされています。

したがって、住家被害調査を経ることなく、発災後速やかに法に基づく救助を行う根拠は、実質的に「4号基準」に限定される上、救助に特殊な技術等を要する場合を除いては、地震などの災害の場合、法の適用可否が発災直後における避難者の多寡に大きく左右されることとなっております。

また、県内全域又は県境をまたぐような広域的災害の場合、今年2月に発生した福島県沖地震のように、同じ災害で住家被害も同程度であるにも関わらず、発災直後の避難者数により、被災市町村間で法の適用にばらつき・不均衡が生じるというケースが、今後ますます増加していくおそれがあります。

こうした現状を踏まえ、次の事項について、強く要望します。

1. 近年の災害態様や被災状況等を踏まえ、避難者数以外の観点でも、発災後速やかな災害救助法の適用が可能となるよう「4号基準」の見直し等を行うこと。
2. 同一の災害における災害救助法の適用に関して、被災市町村間に格差や不均衡が生じることのないよう、適用基準の弾力的な運用について検討すること。

13. 北方領土の早期返還について

戦後 76 年が経過し、我が国固有の領土である北方領土問題の一日も早い解決は国民の一致した願いです。

日露両国においては、1956 年の日ソ共同宣言を基礎とし、領土問題を四島の帰属の問題と位置づけた 1993 年の日露関係に関する東京宣言や、2001 年のイルクーツク声明を含むこれまでの日露間の諸合意を踏まえて、ハイレベルでの協議が行われています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度に引き続き、墓参など北方四島との交流等事業の実施が見送られていることから、参加者の健康と安全、安心の確保に向けた感染症対策を講じ、交流等事業を早期に再開するとともに、共同経済活動を通じた信頼関係の醸成を図り、北方領土の返還に結びつけることが強く望まれます。

日本政府においては、より一層粘り強く、強力な外交交渉を進めていただき、一日も早い北方領土問題の解決を強く要望します。

14. 拉致問題の早期解決について

拉致問題の解決を最重要課題に位置づけた菅前総理大臣は、日米首脳会談やG7サミットなどにおいて、日本人拉致問題への理解や支持を得るなど、国際社会に向けた拉致問題解決への積極的な働きかけを行いました。残念ながら、日朝首脳会談の実現には至りませんでした。

新たに就任された岸田総理大臣においても、前政権に引き続き拉致問題を最重要課題に掲げ、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う覚悟を表明されております。

拉致被害者等やそのご家族はご高齢となっており、もはや一刻の猶予も許されません。日本国民を救出することができるのは日本国政府しかありません。

政府においては、米国、韓国、中国及びロシアをはじめ国際社会と連携を図り、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、膠着した状況を打開し、一刻も早く全ての拉致被害者等の帰国を実現してほしいというご家族の声に応えるよう、次の事項について適切な措置を講じるよう提言します。

1. 国際社会と緊密な連携の下、北朝鮮への圧力を緩めることなく、同時に新型コロナウイルスや自然災害などによる北朝鮮国内の状況変化を的確に捉えて、北朝鮮への直接の働きかけを含め、あらゆる可能性を探りながら一層の外交努力により事態を打開し、一刻も早く拉致被害者等の救出のための協議を行うこと。
また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。
2. 北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩すため粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。
3. 米国をはじめとする関係諸国に対し、北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き、日本人拉致問題の早期解決について北朝鮮側に働きかけるよう要請すること。
4. 拉致被害者等の所在地情報等を把握し、朝鮮半島有事の際には、拉致被害者等の救出及び安全確保にあらゆる手立てを尽くすこと。
5. 北朝鮮による拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

**ポストコロナに向けた
活力ある地方の実現に関する
決議**

ポストコロナに向けた活力ある地方の実現に関する決議

新型コロナウイルス感染症は、住民の命と生活、地域の経済と雇用に深刻な影響を与え、我が国に未曾有の国難をもたらしています。

北海道・東北地域においても、感染拡大防止を最優先課題として取組を行ってきたところですが、こうした取組の長期化による経済的な影響は広範囲に及び、現在も大変厳しい状況が続いています。

一方、地域経済を取り巻く環境においては、感染症の拡大により人との接触や移動が制限される中で、オンラインや非接触型のサービスといった「新しい生活様式」に対応した新たなビジネスモデルの創出や、新分野への進出、業態転換など、経済・雇用情勢の変化に応じた動きも高まっています。

また、リモートワークやワーケーション、二拠点居住などの新しい働き方・暮らし方が注目される中で、国では、デジタル社会の形成を強力に推進するため、関連法を制定しデジタル庁を発足させるなど、社会の様々な分野でのデジタル化を加速させています。

加えて、世界各国で温室効果ガスの削減を進める動きが広がっており、昨年10月には我が国も「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

北海道東北地方知事会としては、こうした新たな動きを捉え、機会を逃すことなく、感染症の拡大により影響を受けた地域経済を立て直し、産業振興を図るとともに、加速化するデジタル社会や脱炭素社会の実現に向けた動きを推進することにより、ポストコロナの活力ある北海道東北地方に向けて取り組む必要があることから、国においても、次に掲げる事項を推進するよう北海道・東北8道県の総意として強く求めることを決議します。

1. 産業構造の変化に対応した産業振興と地域経済の強化

(1) 新ビジネスの創出と経営基盤の強化

① デジタル技術等を活用した新しいビジネスモデル創出の促進

AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力の強化を実現し、農林水産業、商工業をはじめ、あらゆる産

業分野において、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図ること。

また、中小企業・小規模事業者や農林漁業者にデジタル技術等の導入を促す意識啓発を行うとともに、スムーズな導入ができるよう、経済産業省が取りまとめたDX推進ガイドライン等の活用を推奨する情報発信や、人的・財政的な支援の強化を図ること。

② 事業再構築に向けた新分野への進出や業態転換等への支援

社会経済の変化に対応するためには、中小企業等の思い切った業態転換や事業再構築、生産性向上が必要であり、中小企業等の事業再構築を促進する事業や生産性向上を推進する事業について、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対応すること。

また、人手が不足している業種や成長分野への労働移動に向け、新たなスキルを習得するための職業能力開発やスキルを習得した人材と企業のマッチングの一層の拡充・強化を講じること。

③ 産業競争力の強化のための生産性の更なる向上

人口減少により国内市場が縮小していく中、新興国の急速な経済成長等に伴う海外需要を積極的に取り込んでいく必要があるため、中小企業等の海外展開拡大に向けて、オンラインの活用などにより、海外進出やプロモーションの実施等、輸出促進に対する支援策を充実・強化すること。

また、地方における生産拠点強化は、関連企業への波及効果、雇用の創出など、地域経済の活性化に大きな役割を果たすことが期待されることから、感染拡大を受けた国内回帰の機運の高まりを生産能力の増強・高度化を図る好機と捉え、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の拡充や継続、税制優遇措置も含め、投資促進制度を拡充すること。

(2) 新たな需要を見据えた観光戦略

① 新たな国内旅行の需要喚起

新型コロナウイルス感染症の拡大は、観光需要にも変化をもたらしており、テレワークの普及や働き方の多様化を踏まえ、ワーケーションやブレイジャー等の仕事と休暇を組み合わせた旅行が「新たな旅のスタイル」として位置づけられているほか、自然が

多い地域への訪問に対するニーズが高まっていることから、こうした新しい旅行需要を喚起すること。

また、感染症収束後の国内外からの旅行需要を確実に取り込むためには、質の高い観光地形成が必要であることから、地方が持つ自然や歴史、文化等を活かした魅力ある新たな観光素材の発掘・磨き上げを推進するほか、マーケティング、戦略策定、プロモーション、商品造成等を一体的に実施する「観光地域づくり法人（DMO）」に対する支援を行うとともに、自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を可能にする制度を構築すること。

② インバウンドの復活に向けた取組の推進

インバウンドの先行きは依然不透明であるが、回復後に向けて、旅行者や地域住民が共に安心の得られる環境づくりが必要であることから、訪日外国人受入における、税関・出入国管理・検疫（C I Q）に対し最先端技術を活用するなど、感染リスクへの水際対策を強化するとともに、インバウンド需要の回復に資する政府主導のプロモーションや安全・安心に係る正確かつ迅速な情報発信を強化すること。

また、観光先進国の確立に向け、空港・港湾における訪日外国人旅行者等の出入国手続きについて、短時間のスムーズな入国審査をはじめとした手続きの改善等を進めるとともに、訪日外国人旅行者の更なる増加や地方への誘客を図るため、訪日誘客支援空港への支援の拡充、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡大、訪日個人旅行の促進、国際会議等M I C Eの誘致、送客元の多様化を図るなど、積極的な対策を実施すること。

③ デジタル技術を活用した受入環境整備

近年は、観光情報の収集・発信や旅行の予約などにスマートフォン等が利用されており、今後、オンラインツアーなど「新しい生活様式」を踏まえた観光スタイルにもA Iなどの活用が期待されることから、旅行者等がニーズに沿った観光コンテンツやサービスをタイムリーに受け取ることができるよう、情報発信やコンテンツ造成などに対して、人材育成・財政支援を行い、観光におけるD Xを加速すること。

2. デジタル社会の実現

(1) デジタル社会を支える基盤の抜本的な改善・強化

① デジタル社会を支える人材の確保・育成

これからの社会においては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材や、システムの連携を担う人材、教育を担う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の確保・育成が喫緊の課題となっているため、こうしたデジタル人材に求められる専門的能力や中長期的な育成方針等を示すこと。

また、デジタル人材の円滑な確保に向けては、都市と地方で人材格差が生じることのないよう、新たな人材バンクの創設等の取組を進めるなど、意欲あるデジタル人材が、地方においても専門性を発揮し幅広い分野で活躍できる環境を整備すること。

さらに、将来に向けてデジタル人材を育成するため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。

② デジタルデバインド対策

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるよう、情報リテラシーの向上を支援すること。

また、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細かなデジタルデバインド対策に対して、財政的支援を拡充すること。

③ 高度情報通信ネットワークの形成

光ファイバ整備については、未着手の地域も残されていることから、支援制度の拡充に継続的に取り組むとともに、テレワーク等の普及により需要が高まっていることから、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できるよう、性能の高度化に対する支援を拡充すること。

また、DXの基盤として進展が期待されている5Gについて

は、地方創生の更なる推進等に向けた必須の基幹インフラであり、都市部はもとより人口減少が進む地方においても、様々な社会課題の解決を図る手段として期待されるため、地域間の偏りなく普及するよう必要な支援を講じるとともに、地方での利活用を促進すること。

(2) テクノロジーを活用した社会課題の解決

新たなテクノロジーを活用して、社会課題の解決や新しい生活様式の実現に取り組む民間企業に対し、社会実装に向けた実証実験に対する支援や税制優遇措置を行うなど、地域におけるイノベーションや産業創出を図るための支援を充実すること。

また、新しい働き方の実現に向けて、テレワーク、サテライトオフィスの導入を促進し、働き方改革を加速化させる仕組みを構築・整備すること。

さらに、ワーケーション関連施設や設備の整備・改修に対する財政支援や税制優遇措置を行うなど、新しいライフスタイルの実現を積極的に推進すること。

3. 脱炭素社会の実現

(1) 先行して脱炭素を実現する地域づくり

先行地域のみならず、脱炭素地域づくりを目指していく意欲ある地域や主体を支援していくことが重要であり、省エネルギー対策の更なる推進、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギーの地産地消など、地域が活性化する脱炭素化の取組を支援するための総合的な交付金を政府として創設すること。

また、脱炭素社会においては、再生可能エネルギーや次世代自動車の普及などにより、産業構造の大きな変化が生じることが予想されるため、これにより流動化することが見込まれる雇用のあり方を注視し対策を講じること。

(2) 温室効果ガスの吸収機能の強化

森林による二酸化炭素の吸収機能を最大限に発揮させるため、再造林や間伐等の森林整備と、これを担う林業の担い手の確保・育成を支援すること。

また、未利用材等のバイオマス発電や熱利用への活用、建築物の

木造化・木質化による地域材の活用促進など、森林資源の循環利用を推進すること。

東日本大震災からの復興に 向けた決議

東日本大震災からの復興に向けた決議

東日本大震災の発生から10年半余が経過しました。この間、国内外の皆様には、たくさんの温かい御支援を頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。

特に、国においては、震災における被害が極めて甚大であったことを考慮の上、被災地に御配慮いただき、東日本大震災復興基本法及び同法に基づく復興の基本方針を定め、復興財源フレームの策定、特例措置の法制化、被災自治体の人的・財政的支援、各分野における様々な施策の実施など、手厚い措置を講じていただいているところです。

これまで、被災地における官民を挙げた懸命な努力と国内外からの様々な御支援、復興の取組を支える国の諸制度や財源措置等により、公共インフラの整備や産業・生業の再生など復興・再生の取組は着実に前進してきました。

一方で、今なお約4万人もの方々が住み慣れたふるさとを離れ、避難生活を続けておられるほか、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉、避難地域の復興・再生、ALPS処理水の処分への対応、国内外における根強い風評など、復興が進むにつれて新たな問題も生じており、いまだ多くの困難な課題が継続しています。

また、令和3年2月に発生した福島県沖を震源とする地震、令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風、平成30年の北海道胆振東部地震など、近年多発している大規模災害により、被災地を御支援いただいている地域にも甚大な被害が発生していることに加え、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これらの被災地域や震災の被災地の復旧・復興にも影響を及ぼしています。

令和2年7月17日には、「令和3年度以降の復興の取組について」が復興推進会議で決定され、令和3年度以降の復興期間が「第2期復興・創生期間」と位置付けられました。また、令和3年3月9日には「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定され、政府として東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組むことが示されました。

国には、引き続き、被災地の復旧・復興を国政の最優先課題としていただくとともに、復興の進展に応じて生じる課題に迅速かつ適切に対応するため、現在の特例的な財政支援や各種制度を継続・拡充すること、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること、原子力災害の収束に全責任を持って対処すること、そして、被災地の実情を踏ま

えた風評・風化対策に取り組むとともに被災地の震災の記憶や教訓を後世に伝え継ぐ取組をいかし、国民一人一人の防災意識の向上に努めること、さらには、防災体制の強化や交通網の整備など、被災地の復旧にとどまることなく、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組むことを強く求めます。

あわせて、震災の被災地が復興を確実に成し遂げるためには、全国の皆様による御支援が不可欠でありますので、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

震災からの復旧・復興を果たし、先人が築いてこられた美しいふるさとを取り戻すことは、我々に課せられた責務であります。引き続き、被災された方々の声に真摯に耳を傾けながら、被災地の復興・再生を加速させていくとともに、先般幕を閉じた東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で得た国内外の皆さんとの絆を生かし、被災地の現状を広く発信していきたいと考えております。

今後の復興のモデルとなるような「新しい北海道・東北」の創造に向け、北海道東北 8 道県一丸となり、全力を尽くしていくことを強く決意し、ここに決議いたします。

東日本大震災からの復興、
災害に強い国づくりに向けた
提 言

前文

北海道東北地方知事会は、東日本大震災の発生直後の平成 23 年 4 月に、北海道・東北地方が心をつなげて復興に向けた努力を積み重ねていくことを宣言するとともに、国に対し、復旧・復興に向けた強力な対策について重ねて要請を行ってまいりましたが、発災から 10 年 8 か月が経過した今もなお、約 4 万人もの被災者が避難生活を続けており、抱える課題は個別化、複雑化しています。

被災地では、一日も早い復旧・復興と産業の再生、生活の安全と安心を取り戻すため、懸命な取組が続く中、壊滅的な被害を受けた市町村のまちづくりや住宅再建の総仕上げに向け、財政面やマンパワー不足等多くの課題に直面しています。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害については、汚染水・処理水問題や根強い風評被害など、複合災害による大きな影響が依然として残っており、特に中長期的な視点に立った財源、人員の確保が不可欠です。

さらに、令和 3 年 3 月 9 日に「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定され、地震・津波被災地域においては、「第 2 期復興・創生期間」において、残された事業に全力を挙げて取り組むこと、原子力災害被災地域においては、当面 10 年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行うことが示されましたが、心のケア、地域コミュニティの再生などの被災者支援や、東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害への対応など、両地域とも「第 2 期復興・創生期間」以降においても中長期的な対応を要する課題もあることから、第 2 期復興・創生期間のみならず、その後の支援の継続と財源の確保が必要です。

このような状況を踏まえ、復興の象徴となるプロジェクトの推進をはじめ、被災地の実情に応じた復興推進のための全面的な支援や、原子力災害からの安全・安心の確保を求めます。

また、東日本大震災以降も、平成 28 年熊本地震、平成 30 年北海道胆振東部地震、令和 3 年 2 月 13 日に発生した福島県沖を震源とする地震や甚大な被害が見込まれる日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の発生が切迫している状況を踏まえ、防災体制の強化、災害に備えた広域的高速交通ネットワークや公共インフラの整備など、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組んでいただくことを、強く要請するものです。

1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立

東日本大震災による被災地では一日も早い復旧・復興と産業の再生を図り、生活の安全と安心を取り戻すべく、今後、更に地域の実態に即した取組を可及的速やかに進めていかななくてはなりません。

については、令和3年2月福島県沖地震や令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風をはじめとした自然災害や、今般の新型コロナウイルス感染症により、社会・経済が大きな打撃を受けている中で、早期復興に向け、被災地が地域の実情に応じ、また、北海道・東北地方全体の復興に向けて、主体的に取り組んでいけるよう、次の事項について強く要望します。

(1) 財政支援の継続等

東日本大震災からの復旧・復興事業に対しては、国庫補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大、東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税としての地方交付税の増額など、通常より手厚い財政支援措置が講じられてきたところであるが、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が不可欠であることから、令和2年7月17日に復興推進会議において決定された「令和3年度以降の復興の取組について」の第2期復興・創生期間の復興財源フレームに基づき、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、復興への歩みを盤石にすること。

また、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」（平成27年6月24日復興推進会議決定）において、一般会計等で対応する事業とされた事業であっても、復興のために不可欠な事業であることから、国は令和4年度以降も引き続き必要な財源を確保すること。

加えて、国が行う被災地の復旧・復興については、国は令和4年度以降も必要な財源を確保し、被災地と一体となった復興の取組を継続すること。

- ① 復旧・復興事業に係る被災自治体の財政負担は、今後の復興の支障となる懸念があることから、引き続き実施される復旧・復興事業について、被災地の実情や被災市町村の意見等を十分に踏まえながら、震災復興特別交付税による支援等、地方負担分に対する財源措置の充実・確保を図ること。
- ② 東日本大震災から10年8か月が経過する中、被災地域においては、復興の進度に差異が見られる。これまで、取崩し型復興基金や使途の自由度の高い交付金の創設など、従来の枠組みを超え

た財源措置が講じられてきたところであるが、地域固有の新たな課題も発生していることから、それぞれの復興の状況に応じてきめ細かに対処できるよう、財源措置の充実を図ること。

- ③ 避難者を受け入れている地方公共団体の受入れに係る経費についても、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。
- ④ 「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承の取組を通して、震災の記憶の風化防止や防災力向上を図ることとしているところであるが、被災地における震災伝承の取組を将来にわたり継続的に実施できるよう、新たな支援制度の創設などを含め、支援策を講じること。
- ⑤ 「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、人口減少や産業空洞化といった被災地の中長期的な課題に対応するため、地方創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要であるとされたところであり、被災地方公共団体が地方創生施策を活用して被災地の多様なニーズに対応できるよう、地方創生関係交付金の柔軟な運用を図ること。

（2）放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

農林業系副産物等の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物が多量に発生していることから、円滑に処分を進めるため、焼却や最終処分に係る財政的支援を強化し、技術的支援を継続して行うこと。

特定復興再生拠点区域復興再生計画に位置づけられているアクセス道路整備工事に必要な着手前除染及び建設発生土の処理を国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

また、特定復興再生拠点区域以外の復旧・復興事業や、避難者の帰還環境を整えるための工事（道路、河川等の管理水準を災害発生前のレベルに再生するために必要な工事）においても、着手前除染及び建設発生土の処理を国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

（3）東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）の柔軟な運用の実現

- ① 被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、次のような柔軟な運用を図ること。
 - ・ 税制上の特例措置が適用される復興特区について、申請者が

立案したコンセプトや設定した区域を十分に尊重し、柔軟な考え方や工夫を図ること。

また、被災地の状況を踏まえ、十分な支援となるよう復興特区制度の柔軟な運用を図るとともに、復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、今後においても現在の措置を継続すること。

- ・ 被災住民の生活基盤の安定に密接に関係する規制、手続の特例については、被災地共通の現状と復興に向けてのニーズがあることから、区域ごとに個別の復興推進計画を策定するのではなく、一律に特例措置を適用すること。
 - ・ 今後新たな特例措置の追加・充実などが提案された場合についても、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、可能な限り幅広く認めるよう特段の配慮を行うこと。
- ② 現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係地方公共団体の事務負担を軽減するため、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること。

(4) 復旧・復興に要する人的支援の継続

被災地方公共団体においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業を実施することが求められており、任期付職員の採用など独自の人員確保に努め、また、広域的な人的支援をいただいているが、人員不足の解消には至っていない。復興の推進のためには現場で実務を担当する職員の確保が引き続き必要不可欠なことから、全国の地方公共団体からの職員派遣に加え、国家公務員や独立行政法人、又は民間企業からの人的支援など、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること。

また、人的支援を実施する地方公共団体に対しては、厳しい財政状況や、定員削減が求められる中においても人的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、引き続き特段の配慮を行うこと。

さらに、大規模災害時における水平補完的な相互支援の中長期での安定的な実施に向け、全国の地方自治体が災害対応及び事前防災・減災対応要員として、一定の職種及び職員数を定数に上乗せして確保できるよう、定数上の配慮及び財政的な支援を図ること。

(5) 教職員の確保等に対する支援の継続

他都道府県に避難した児童生徒を含む被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の加配措置に加

え、スクールカウンセラー等の配置への財政支援を避難した児童生徒の受入れ地域分も含めて中長期にわたり継続すること。

(6) 防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の集約や整地に要する費用への支援

被災市町村のまちづくりの円滑な推進に向けて、防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の利活用をより一層進めるため、市町村が行う移転元地の集約や整地に要する費用を支援すること。

2. 被災者の生活再建に向けた支援

東日本大震災により、被災者は、今もなお、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況に置かれていることから、被災者の早期の生活再建に向け、継続的かつ総合的な支援について強く要望します。

(1) 被災者の生活支援に係る財政支援の継続

被災者の福祉的サポート、健康支援、メンタルケア等を行う事業については、被災者支援総合交付金などを活用して実施しているが、これらの被災者の生活支援に関する各種事業について、令和4年度以降も継続して取り組む必要があることから、中長期にわたる制度として安定した財源の確保がなされるよう財政支援を継続すること。

(2) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援等

民間賃貸借上げ住宅の再契約に対する貸主の不同意等、入居者が、その責めによらない理由により民間賃貸借上げ住宅間で転居する場合の移転費用について、国による財政支援を行うこと。

また、災害救助費は当初に比べ大きく減少しているものの、救助事務費は災害救助費に比例して大きく減少するものではなく、救助が長期化する中で十分な財源の確保が図られないことから、応急救助の終了に伴い生じる経費も含め、必要な事務経費の全てを国庫負担の対象とすること。

さらに、近年の災害態様や被災状況等を踏まえ、発災後速やかな災害救助法の適用が可能となるよう「4号基準」の見直し等を行うとともに、同一の災害における災害救助法の適用に関して、被災市町村間に格差や不均衡が生じることのないよう、適用基準の弾力的な運用について検討すること。

(3) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人事業主の事業資金借入等に係る二重債務問題の解決に向け、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」などの支援制度の効果的な運用や、法整備を含む新たな仕組みの構築など、国による積極的な対応を行うこと。

(4) 住宅確保に向けた対策

被災・避難自治体の復興状況に応じた災害公営住宅の整備を進めるため、引き続き、国による人的・技術的支援を行うこと。

また、災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者・避難者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災・避難自治体の復興支援に必要な不可欠な事業であることから、安定的な財政支援を継続すること。

加えて、原発事故による避難者のための災害公営住宅に係る東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、現行の支援水準を維持すること。

さらに、広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災住宅の再建や修繕が早期に図られるよう、被災者の生活再建支援について、被災者生活再建支援基金ではなく、国の特別の負担により、近時の工事単価の上昇に対応した支援額に拡充するとともに、半壊世帯も対象とするなど、支援範囲の拡大等を図ること。

加えて、被災地における住宅再建が令和4年度も続く見通しであることから、同年度も被災者の生活再建に係る資金として必要な貸付が受けられるよう、今年度末までとされている東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）に基づく災害援護資金貸付の特例について、令和4年4月1日以降も延長し、また、本格的な償還時期を迎え、既に多くの未償還案件が発生するとともに、借受人及び市町村からの償還に関する相談が増加していることから、支払猶予、償還免除などの運用基準や具体的な取扱い事例を示すなど、円滑な事務処理について支援すること。

なお、行方不明による償還が見込まれない案件も発生し、市町村の負担となっているため、償還免除対象の拡充を行うこと。

加えて、特定行政庁が行う建築確認申請等の手数料減免に対して、令和4年度以降も財源の措置を講じること。

また、指定確認検査機関が行う建築確認申請等の手数料減免について、令和4年度以降も国庫補助を行うとともに、特定行政庁と同様、手数料全額を国庫負担とすること。

以上のほか、震災復興特別交付税の活用も念頭に、住宅再建における地域の実情や特殊性に配慮しながら、「第2期復興・創生

期間」の財源フレーム内で最大限の支援を行うこと。

(5) 心のケアの推進

東日本大震災の被災者の心のケア対策については、これまで様々な基金や補助金事業等の財政支援により、心のケアセンターの設置や被災者の健康支援を行ってきた。

子どもの心のケア等に対しては、平成 25 年度までは全ての都道府県において「安心こども基金」を活用して実施することができたが、平成 26 年度からは「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として東日本大震災復興特別会計へ組替えされた結果、多くの受入自治体が対象外となっている。

心のケアは長期的な取組が必要であり、国においても、「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の中で、第 1 期復興・創生期間終了後も心のケアの取組が必要とされたことから、事業の実施に支障が生じないように、財源の十分な確保を図り、全額国庫による財政支援を継続すること。また、県内・県外を問わず全ての避難者を対象とした施策を講じること。

(6) 被保険者の負担軽減

- ① 被災した国保被保険者の所得や資産価値の減耗による保険料（税）の賦課総額の減少に対する財政支援を講じること。
- ② 平成 25 年度から実施している岩手、宮城、福島の前被災 3 県に対する医療費の増加及び前期高齢者交付金の減少に伴う国民健康保険特別調整交付金による財政支援（平成 24 年度からの特定被災区域に対する財政支援を含む。）について、平成 28 年度から令和元年度までは医療費の増加に伴う財政支援として被災 3 県のみ激変緩和措置が講じられたが、被災県に対しては、国保制度の安定した事業運営が図られるよう、国による十分な財政支援措置を講じること。
- ③ 東日本大震災による甚大な被害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、安定した介護保険事業の運営が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額など、国による十分な財政支援措置を講じること。

(7) 広域避難者に対する生活支援の充実

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難先での生活が長期化していることから、不慣れな土地で生活する全ての避難者が安心して生活できるよう、住宅、保健、医療、福祉、就労・就学など、避難生活の安定や、帰郷に向けて、継続的かつ総合的な支

援を行うとともに、受入自治体等が実施する支援事業に対し、所要の財政措置を講じること。

また、国による被災者の生活再建に向けた支援情報の充実を図るとともに、被災者の住民票の異動の有無にかかわらず、避難者の所在地等を正確に把握できる全国的な仕組みを作るなど、被災者に関する情報把握のための財政措置やシステム開発などの抜本的な対策を講じること。

(8) 被災地の実態に合った子育て支援の強化

被災地の復興の力となる子どもたちの健全育成については、国が責任をもって支援することが必要であり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った施策の実施を全面的に支援すること。

3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・ 観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保

東日本大震災では、農林水産業の生産基盤や商工業、観光関連施設等が甚大な被害を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、農林水産物の放射性物質による汚染や国内外における風評被害が発生するなど、北海道・東北地方全体の経済活動に大きな影響が生じ、今なお、生産・販売の回復や風評被害の払拭に至っていない状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、農林水産業・商工業・観光関連産業等の事業者はより一層厳しい環境に置かれています。

さらに、近年、海洋環境の環境変動等により、回遊魚の水揚量が急激に減少しており、漁獲から流通加工業に至る地域の水産業は厳しい状況に置かれていることから、引き続き産業の再建や経営支援、雇用の確保を図る必要があります。

については、当該地域の産業が力強く復旧・復興を果たすことができるよう、次の事項について強く要望します。

(1) 農林水産業の復旧・復興支援

壊滅的な被害を受けた農林水産業の復興を促進し、生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めた全ての者が、再び意欲と希望をもって生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を強化・継続することが必要であり、特に、地域の基幹産業である水産業については、漁業と流通・加工業を一体的に再生し、生産量の回復など早期の復興を図ることが必要であることから、次の措置を講じること。

① 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や、水産業の復興を担う生産者の確保・育成、被災海域における放流種苗の確保、流通・加工業者の事業再開と失われた販路の回復を促進するための支援を継続すること。

特に、福島県では、原子力災害の影響により、漁船、共同利用施設、養殖施設、種苗生産施設の復旧が遅れていることから、生産活動の回復が果たされるまでの間、漁業生産基盤整備等に対する支援事業や、種苗放流支援事業を継続すること。

また、漁場のガレキ撤去や将来にわたる確実な処分についても全額国庫負担により継続的に支援すること。漁港や海岸保全施設

等の早急な復旧に向けても継続的な支援を行うこと。

さらに、国等の関係機関による技術者等の派遣など水産業の早期復興に向けた人的支援を継続・強化すること。

② 農業・農村の復旧・復興支援

農業・農村の復旧・復興を早期に成し遂げるためには、技術者等の確保が欠かせないことから、復興の進捗状況や実情等を十分に勘案し、人的支援を継続すること。

また、放射性物質の影響緩和対策を行うための「農畜産物放射性物質影響緩和対策事業」や原子力災害の影響で事業着手に遅れが生じた「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」については、後継事業制度を構築し、令和4年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に必要な予算を確保すること。

③ 災害に強い森林づくりの推進

森林の健全化を通じて、森林からの放射性物質を含む土壌の流出抑制と、被災地の森林・林業・木材産業の再生・復興に寄与する「森林整備事業（災害に強い森林づくり）」は、原子力災害に特有の課題である放射性物質で汚染された森林への対応など、東日本大震災からの復旧・復興に不可欠な取組であることから、令和4年度以降も十分な予算を確保するとともに、財政支援として震災復興特別交付税の措置を継続すること。

④ 海岸防災林の復旧・整備

海岸防災林の復旧・整備については、成林するまでに要する十分な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税等の措置を継続すること。

また、海岸防災林の造成に当たっては、国の整備方針に基づき林帯幅を拡大するため、市町村及び県が大規模に用地を取得したところであり、今後は土地所有者としてパトロールや境界管理などが必要となることから、それらの経費に対する財政的支援を行うこと。

⑤ 被災農林漁業者等への復旧・復興に向けた支援の継続

被災農林漁業者等の経営再建はいまだ途上にあることから、制度資金に係る利子及び保証料の助成、償還期限及び据置措置の延長等の特例について、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に限定することなく、従前の取扱いを継続すること。

⑥ 農林水産業の6次産業化の充実・強化

東日本大震災の被災地において、早期復興の観点から農林水産業の加工・販売、地域資源を生かした産業創出などの6次産業化を通じ新たな雇用、所得を創出することが喫緊の課題となってい

ることから、6次産業化の推進に係る予算措置や6次産業事業体の取組に対し出資、経営支援を行う措置を充実・強化すること。

(2) 「復興特区」による産業集積支援

東日本大震災からの復興を契機とした強固なものづくり基盤の形成と、世界に展開する足腰の強い産業集積を促進するため、東日本大震災復興特別区域法を活用した復興産業集積区域について、業種の追加に当たっては、被災地の声を十分に反映し、実情に沿った運用をすること。

また、復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、今後においても現在の措置を継続すること。

なお、適用要件の緩和についても、被災地の声を十分に反映し、改善すること。

(3) 被災事業者等への支援策の継続

被災事業者等への支援については、復旧に必要な土地造成が完成していないなど、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者や、企業立地等が進んでいない地域等が早期復旧・復興を果たすよう、必要な支援を継続すること。

① 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続等

商店街などの本格復興には、被災自治体の復興計画が大きく影響するところであり、土地の嵩上げや区画整理など事業用地の整備の進捗に伴い未だ本格的な復旧に着手できない被災事業者や、新型コロナウイルス感染症の影響等昨今の景況により事業完了に至らない事業者が数多く存在していることから、当該補助事業を令和4年度以降も継続するとともに、事故繰越手続簡素化の継続及び繰越年度内に完了しない場合の再交付を認めること。加えて、事業者が補助事業で整備した施設・設備を社会経済環境の変化にあわせて転用等を行う場合、財産処分制限について柔軟な対応を図ること。

② 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

沿岸部の商工会等及び事業協同組合等についても、移転先のめどが立たないなどの理由により、事業着手までに相当の時間を要することから中小企業組合等共同施設等災害復旧事業を継続して実施すること。

なお、商工会等施設復旧事業については、避難指示区域等に所在する商工会等が、避難指示区域等の設定が解除され次第、率先

して地元に戻り中小企業等の事業再開支援ができるよう、その実施期間及び予算の十分な確保に特段の配慮を行うこと。

③ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業）に係る拡充等

被災地における商業機能の早期回復に大きな役割を果たすことが期待される商業施設等復興整備補助事業について、令和4年度以降も必要な基金の積み増しを行うとともに、被災前の施設規模や資材高騰の影響等により、補助金の所要額が5億円を超える場合も想定されることから、補助金交付上限を引き上げること及び市町村長等が策定する「まちなか再生計画」の認定に当たり、手続を迅速に行うなど被災地の実情に応じて柔軟に対応すること。

④ 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

上記①、②及び③において、当該補助金の自己負担部分に利用できる被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金についても、需要に応じて必要な予算措置を行うこと。

⑤ 金融支援の継続

被災企業の資金調達手段を今後も確保するため、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を令和4年度以降においても継続するなど、被災企業が資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。

⑥ 仮施設有効活用等事業の継続等

仮施設有効活用等事業について、引き続き事業実施に必要な十分な予算を確保するとともに、助成要件の適用に当たっては、地域の事情を踏まえて柔軟に対応すること。

(4) 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援

① 事業復興型雇用確保事業の要件緩和等

事業復興型雇用確保事業については、復興に必要な不可欠な事業であることから、実施期間を延長するとともに、人材確保が図られるよう、対象労働者の要件を緩和するなど、より簡素で手厚い制度にすること。

② 新規学卒者に対する就職支援の継続

地元就職を希望する新規学卒（予定）者の就職環境を踏まえ、求人確保・拡大や被災地に考慮したきめ細かな就職支援を継続すること。

③ 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）の要件緩和

「特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）」に係る要件を緩和し、東日本大震災発生時から引き続き被災地域に居

住している求職者全てを対象労働者とすること。

(5) 観光復興に向けた支援策の拡充

① 観光復興への支援

東日本大震災や放射性物質による風評の払拭に向けた国内外への正確な情報の発信、誘客促進のための二次交通の整備や国内外向けの重点的なプロモーションなど、総合的な支援措置を講じること。

また、外国人観光客数は、東日本大震災以降、年々増加していたものの、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、前年比で大きく減少しており、新型コロナウイルス感染症収束後は、インバウンドの効果を地域経済に波及させることにより、被災地の復興を加速させる必要があることから、東北観光復興交付金制度に替わる新たな制度を創設するとともに、その他の支援については、東北の外国人観光客数の伸びが全国の伸びに追い付くまでの間、継続・拡充すること。

② 訪日査証制度の緩和

新型コロナウイルス感染症収束後は、被災地などの観光地へ外国人旅行者を増加させるため、北海道・東北地方が一丸となって安全・安心や隣県と連携した旅行コースをPRし、当地方への訪日外国人の誘客に取り組むため、平成24年7月から実施されている中国人観光客に対する数次査証（ビザ）の発給について、その対象を東北六県と同じ発給基準のもと、北海道及び新潟県に拡大すること。

また、訪日外国人観光客が急増する中、東日本大震災発生以降、東北地方のインバウンドの伸び率は低い傾向にあるため、比較的風評の影響が少ない東南アジアからの誘客は重要であり、訪日査証（ビザ）申請者の負担軽減を図ることで市場拡大につながる可能性が非常に高いことから、東南アジア各国からの訪日査証（ビザ）発給条件を緩和すること。

③ 文化遺産や大規模イベントを生かした誘客への支援

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録や、2025年大阪・関西万博などの大規模イベントを契機とした被災地などへの誘客促進を図るため、観光地域づくりの推進や二次交通の充実、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実などの取組について、地方創生推進交付金制度の継続や、新たな交付金制度の充実など、更なる誘客につながる支援策を講じること。

4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの 早期復旧・復興

東日本大震災では、東北地方太平洋側沿岸部を中心に、地域住民の生活の足として、また、物流の動脈として極めて重要な役割を担っている鉄道（JR線、第三セクター鉄道線、地下鉄等）や離島航路、バス等の公共交通インフラが壊滅的な被害を受け、被災や利用者の減少により、公共交通事業者の経営状態は引き続き厳しい状況にあります。

また、地震及びこれに伴う大津波は、沿岸地域を中心に壊滅的な被害をもたらし、産業活動の全てが甚大な被害を受けたことから、住民生活の安全・安心の確保や経済社会活動の速やかな回復を図るため、公共施設の早期復旧や整備を図る必要があります。

被災地が今後、復興に向けて力強く歩みを進めていくためには、被災地の地域交通の維持・確保に向けた公共交通インフラをはじめとした、地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興が不可欠であることから、次の事項について強く要望します。

(1) 復興に向けた広域道路ネットワーク網の整備促進

東日本大震災において、三陸縦貫自動車道や常磐自動車道等をはじめとする高規格道路が「命の道」として重要な役割を果たしたところであり、三陸沿岸道路及びみやぎ県北高速幹線道路については、復興のリーディングプロジェクトとして、早期完成に向け引き続き整備を促進すること。

(2) 災害に強い交通ネットワークの整備の促進

被災地域と避難先や内陸部の後方支援拠点等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備も重要であり、社会資本整備総合交付金（復興枠）を継続し、復興事業が終了するまで支援を継続すること。

(3) 地域公共交通の維持・確保に係る被災地事業の継続及び確実な予算措置

被災した県における地域公共交通の維持・確保については、沿岸市町村のほか、内陸市町村の輸送量が低迷している状況にあることから、依然として復興まちづくりの途上にある地域の生活交通確保のため、バス事業者に対する運行欠損額の補助を行う被災地域地域間幹線系統確保維持事業について、令和4年度以降も支援を継続

し、確実な予算措置を講じるとともに、被災地のまちづくりの実態に応じた補助対象の拡大や補助要件の緩和を図るなど、市町村の住民バス等の代替輸送手段も含めた被災地交通を確保するための適切な制度運用を図ること。

(4) 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助の継続

被災した社会福祉施設等に対する災害復旧費国庫補助金については、被災市町が進める高台移転等による新たなまちづくりと歩調を合わせて再興を予定している施設や原発事故により避難先での仮設施設の建設を考えている施設もあり、復旧完了までに相当の時間を要することから、全ての施設の復旧工事が完了するまで、必要な時期に資材価格等の高騰にも対応した補助が確実に受けられるよう予算措置を講じ、補助を継続すること。

(5) 医療施設の復旧・復興に対する継続的な支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、まちづくりや住宅再建の進捗など状況の変化に対応しながら復興を着実に進めるためには、復興が完了するまで安定した財源の確保が必要であるため、地域医療再生基金について、設置期間の更なる延長を認めること。

(6) 公立学校施設の災害復旧に係る財政支援の拡充等

原発事故により現地再建が困難な学校等について、令和4年度以降も人件費や建築資材の上昇による建設工事価格に対応した新築復旧単価の見直しを行い、被災地の状況に応じ、適時適切な財政支援措置を講じることにより地方の超過負担が生じることのないよう配慮すること。

(7) 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

津波や原発事故により被災した社会教育施設の一部は、現地再建が困難であり、移転場所の選定作業を含めた復旧完了までに時間を要することから、令和4年度以降も全ての施設の復旧工事が完了するまで人件費や資材価格の上昇等に対応した予算措置を講じ、公立社会教育施設災害復旧費補助金の交付を継続すること。

5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害は、放射性物質の飛散による健康への不安、農林水産物や土壌等の汚染、さらには製造業や商業・観光業等、様々な分野における風評被害など、国民生活はもとより日本の産業・経済に深刻な影響を及ぼしていることから、一刻も早い原子力災害の収束を求めるとともに、国民の安全・安心を確保するため、次の事項について強く要望します。

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所においては、廃止措置に向け、中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任をもって進めること。

また、汚染水・処理水問題を含む廃止措置に向けた取組が、安全かつ着実に進むよう、国は東京電力に対する指導・監督を徹底するとともに、国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。

- (2) 廃止措置を進めるに当たっては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講じるとともに、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を東京電力に求めること。

また、これらの取組に対する現場を含めた監視体制を強化し、より一層の安全確保に努めること。

- (3) 今後長きにわたる廃止措置作業を支える作業員や現場を管理できる人材の計画的な確保・育成や雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等が確実に行われ、作業員が安定的に安心して働くことができる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

また、廃止措置に向け高度な技術が必要になることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な確保・育成に取り組むこと。

- (4) 「多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針」が決定されたが、特定の地域・産業に限らず、新たな風評被害が生じることが懸念されることから、これまで風評払拭に取り組んできた努力、積み重ねてきた成果が水泡に帰することのないよう、国は、国民の理解を得る努力をするとともに、新たな風評を発生させないという強

い決意の下、関係省庁が一体となって農林水産業や観光業をはじめ幅広い事業者などに対する万全な風評対策を講じること。

なお、令和3年8月に具体的な対策として取りまとめられた「ALPS 処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」について、関係団体等へしっかりと説明し、実行可能な対策から速やかに実施するとともに、今後必要な予算を確保し、真に実効性のある対策とすること。

さらに、処理水に関する理解が得られるよう、国の基本方針等について、水産業をはじめとする関係団体や地方公共団体等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続して行うこと。

また、タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、第三者機関による比較測定等を行い、処理過程の透明性を高めるよう取り組むこと。さらに、地元関係者をはじめ関係団体や地方公共団体などの立会いのもと、広くきめ細かな環境モニタリングを実施するとともに、処分設備に異常が生じた場合の緊急停止措置などの安全対策を講じること。あわせて、処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

加えて、トリチウムをはじめ処理水に含まれる放射性物質に関する科学的な性質やデータ、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリングの結果など、正確な情報を広く国内外に発信するとともに、新たな風評を発生させないという強い決意の下、万全な風評対策を講じること。また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

あわせて、トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

(5) 使用済燃料の取り出しに向けた原子炉建屋の解体、がれき撤去などの、放射性物質を飛散させる可能性がある作業や雑固体廃棄物焼却設備の運用等においては、飛散を防止する対策とダストモニタやモニタリングポストによる周辺環境の監視を徹底して行い安全を確保するとともに、作業の全体計画や作業状況、モニタリングの結果等について、適時適切に情報提供を行うこと。

(6) 今後の廃止措置の取組においては、情報提供の徹底はもちろんのこと、公開された情報の持つ意味が分かるよう、国民の立場に立った情報公開を行うとともに、国民に対する説明責任を果たすよう、

国は東京電力を指導・監督すること。

- (7) 環境中に放出された放射性物質の影響については、水、大気、土壌、水道水、農林水産物などに含まれる放射性物質や空間放射線量に関して総合的かつ長期的にモニタリングを実施するとともに、人体への影響や放射性物質の移動・移行状況等に関して科学的根拠に基づいた正確な情報を、国内外へ迅速かつ分かりやすく公表し説明すること。

また、森林内の空間線量率や落葉層及び土壌、立木の放射性セシウム濃度について、詳細かつ継続的に調査して汚染の実態を明らかにするとともに、調査により明らかとなった森林及び立木の汚染状況に応じた放射性物質対策や立木利用の基準を早急に示すこと。

さらに、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査等に係る費用については、検査に要する人件費、検査機器購入費・維持費、賠償請求のための事務費を含め全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払うこと。

- (8) 食品中の放射性物質の基準値について、国民が正しく理解できるよう、設定根拠や安全性を丁寧かつ分かりやすく説明するなど、万全の対策を講じること。

また、中古車をはじめとした工業製品等個々の放射線量の規制基準を直ちに定め、取扱いについてのルール作りを行うとともに、業界への指導や基準値を超える製品の回収・損失補償など適切な対策を講じること。

- (9) 出荷や摂取の制限解除に向けては、採取可能な時期が限られている野生の山菜、きのこに加え、野生鳥獣の肉についても検体量確保が困難であることなどから、制限解除に当たっては地方自治体等による実態に即した検査の結果を踏まえ、より現実的な解除要件とするなど、柔軟に対応すること。

- (10) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。通称「放射性物質汚染対処特別措置法」）に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理と早期搬出、搬出後の原状回復、除染後のフォローアップなど必要な措置を確実に実施すること。

また、特定復興再生拠点区域の除染については、関係町村の実情に配慮しながら確実に実施するとともに、拠点区域外の除染につい

ても、帰還意向のある全ての住民が早期に帰還できるよう、関係市町村と連携しながら除染を進めていくこと、さらに帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、関係市町村の意向を十分にくみ取り、除染について最後まで責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域復興再生計画に位置づけられているアクセス道路整備工事に必要な着手前除染及び建設発生土の処理を国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

また、特定復興再生拠点区域以外の復旧・復興事業や、避難者の帰還環境を整えるための工事（道路、河川等の管理水準を災害発生前のレベルに再生するために必要な工事）においても、着手前除染及び建設発生土の処理を国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

農業用ダム・ため池の対策については、営農再開・農業振興の観点から対策が重要であり、令和4年度以降も継続して実施できるよう、必要な予算を確保すること。

また、森林の放射性物質低減対策等については、生活環境の安全・安心の確保、里山の再生、調査研究等、森林・林業の再生に向けた総合的な取組について、地域の実情を踏まえた実効性のあるきめ細かな対策と、中長期的な財源の確保を図るとともに、原発事故後、帰還困難区域内及び特定復興再生拠点区域（除染が実施される生活圏を除く。）の森林については、管理されないまま放置され、最近では、カシノナガキクイムシによる被害も拡大し、森林資源が失われつつあることから、それらの森林の管理方法等を明確にし、対策を実施すること。

加えて、放射性物質に汚染された道路側溝堆積物や河川堆積土砂など放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生ずる土壌等の処分を推進するため、国の責任の下、具体的かつ効果的な撤去及び処理について、最後まで適正に対応すること。

また、除染等により生じた除去土壌等について、最終処分の方針を早急に示すとともに、その最終処分先の確保については、周辺住民等の理解が得られるよう、国が責任をもって対応すること。

なお、これらの除染等に要する費用については、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

- (11) 放射性物質に汚染された災害廃棄物や浄水発生土、汚泥、焼却灰、建設・農林業系副産物（土砂、土壌等を含む。）などの廃棄物等の処分に関し、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物等については、国の責任において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備し、迅速かつ確実に処理すること。

放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物等は、一部処理が進んでいるものもあるが、焼却灰や汚染された建設・農林業系副産物などは、その多くが、処理施設が確保されずに保管されたままであることから、引き続き、国の責任の下、具体的、実効性のある処理対策を講じること。

また、帰還困難区域における復興事業等に伴い発生する廃棄物については、事業に支障が生じないように、国が責任をもって最後まで確実に対応すること。

なお、これらの廃棄物等の保管や処理に要した費用について、今後発生するものも含め、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

- (12) 畦畔草や果樹せん定枝などの野焼きについては、周辺地域への生活環境に与える影響が軽微であるとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 16 条の 2 第 3 号で例外的に認められているが、放射性物質に汚染された畦畔草や果樹せん定枝などについて、引き続き野外焼却を可とするか否かの判断基準（科学的根拠）を明確に示すこと。

6. 原子力災害による避難者への支援と風評・風化対策、損害賠償、地域の再生

原子力災害に伴い、今なお多くの被災者がふるさとを離れた避難生活を続けており、将来に大きな不安を抱えている状況にあります。

また、農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害、さらには農林水産業、製造業、観光業などにおける風評被害、精神的損害、勤労者の就労不能等に伴う損害など、広範な分野・領域で長期にわたる損害が生じています。

こうした避難者への支援や風評・風化対策、損害の賠償をはじめとした原子力災害からの復興・再生については、原子力政策を進めてきた国として、今後も責任をもって対応すべきことから、次の事項について強く要望します。

- (1) 避難者が安心して生活できるよう、希望のもてる施策と今後の見通しを明確に示した上で、生活の支援、絆の維持及び新たな環境でのコミュニティの形成等のための取組の充実を図るとともに、令和4年度以降も継続的に生活再建に必要な財政支援を行うこと。

特に、県境を越えた広域避難が長期化している避難者の厳しい生活状況を踏まえ、避難者向け賃貸型応急仮設住宅の住み替えに対する災害救助法の柔軟な運用や高速道路無料措置の延長、心のケア、子どもたちの健全育成に向けた子育て支援の強化など、避難者の生活支援の充実のみならず生活環境の整備とともに全ての避難者が生活を再建できるよう、様々な選択肢の提示も含め、支援の充実を図ること。

また、当面の生活再建資金を融通する災害援護資金の貸付については、行方不明による償還が見込まれない案件が発生し、市町村の負担となっているため、償還免除対象の拡充を行うこと。さらに、償還免除事由の特例における「無資力」などの要件について具体的基準を示すこと。

なお、避難者支援を行う地方公共団体等の負担を前提とせず、令和4年度以降も引き続き必要な財政措置を行うこと。

- (2) 避難先における保健・医療・福祉サービスが不足している現状を踏まえ、避難者が避難先において必要なサービスを受けることができるよう、医療・福祉施設の充実や医療従事者の確保などに対し適切な支援を行うこと。

(3) 避難地域の医療機関においては再開が困難な状況が続き、避難者の帰還に影響が生じているため、全ての避難指示区域が解除され、避難地域の生活環境が完全に回復するまでの期間について、避難地域における二次医療提供体制の整備や医療機関の再開・新設・運営等に必要な経費及び医療従事者の確保に対し、国が実効性のある支援を行うこと。

特に、医師不足は深刻な状況であるため、当該地区で勤務や研修を行う医師、受け入れる医療機関を後押しするなど、効果的な環境整備を行うこと。

(4) 今回の原子力災害により、国内外に生じている広範な風評の払拭を確実に実現すること。

新型コロナウイルス感染症への対応に取り組みつつ、収束後を見据えて、外国政府及び海外の航空会社や船会社等に対し、随時、正確な情報を発信するとともに、海外向けの重点的なプロモーション等、海外からの誘客促進につながる取組を行うこと。

特に、風評の影響が比較的少ない東南アジア各国からの誘客は重要であり、訪日査証（ビザ）申請者の負担軽減を図ることで市場拡大につながる可能性が非常に高いことから、更なる訪日査証制度の緩和を推進すること。

また、原子力発電所事故の影響に係る農林水産物等の信認回復を早急に図るとともに、農林水産物等の輸出が円滑に進むよう、正確な情報発信や輸入規制の撤廃等、輸出再開の早期実現及び輸出促進のための取組を強化すること。

特に、韓国による水産物の輸入規制措置に係るWTO上級委員会報告書の結果を踏まえ、措置の撤廃に向けた韓国への働きかけを強化するとともに、本件が他の国・地域に波及しないよう、科学的な知見に基づいた冷静な対応を求めること。あわせて、事業者等の不安を軽減するため、国の対応や交渉の経過について関係道県や関係者への丁寧な説明を行うとともに、本件に関する報道が新たな風評につながることを防ぐよう、正確な情報発信を強化すること。

また、多核種除去設備（ALPS）等の処理水の取扱いによって、特定の地域・産業に限らず、新たな風評を懸念する意見があることから、これまで風評払拭に取り組んできた努力、積み重ねてきた成果が水泡に帰することのないよう、トリチウムをはじめ処理水に関する正確な情報を広く国内外に発信すること。

これらについて、国は、新たな風評を発生させないという強い決意の下、関係省庁が一体となって農林水産業や観光業をはじめ幅広

い事業者などに対する万全な風評対策を講じること。特に、処理水の取扱いは長期に及ぶことから、事業者が将来にわたって、安心して事業を営むことができるような仕組みを、国において構築すること。

なお、これらに必要な具体的な対策として取りまとめられた「ALPS 処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」については、関係団体等へしっかりと説明し、実行可能な対策から速やかに実施するとともに、今後必要な予算を確保し、真に実効性のある対策とすること。

加えて、水産物の放射性物質モニタリングについては、いまだに風評が収束しておらず、国内流通や輸出促進において大きな足枷となっていることから、第2期復興・創生期間以降についても、これまでと同規模の調査を継続して実施し、結果を国内外に広く公表して安全性のPRを積極的に行うこと。

さらに、輸入規制措置による影響を最小限とするため、道県や市町村、事業者等が実施する国内外からの誘客促進や農林水産物、加工食品、工業製品等の販路回復・拡大、販売促進に向けた取組などの風評対策事業に対する支援を充実すること。

(5) 避難している子どもたちがいじめに遭う事例や、社会的影響力のある方による心ない発言など、原子力発電所事故の影響による放射線に対する偏見や誤った理解が広く存在し、福島県への負のイメージが固定化している。このため、国民に正確な理解を促す放射線リスクコミュニケーションを更に推進すること。

(6) 長期間にわたり被災地が復興に向けた取組を進めていくためには、被災地への理解に加え、継続した支援が必要であるが、時間の経過とともに、東日本大震災の記憶の風化が進んでいることから、風化防止に向け、国として継続的に取り組むとともに、被災地における情報発信や伝承活動などの取組に対する総合的な支援を講じること。

また、震災遺構の保存や撤去に対する財政支援を長期的に継続すること。

(7) 原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう東京電力を指導すること。

また、被害者に多大な負担を強いている損害額確定までの審査事務等の改善についても東京電力を指導すること。

さらに、国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）の改正等により、賠償についての国の責任をより明確にすること。

事業者の営業損害について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応するとともに、依然として風評被害が発生している状況等を踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を指導すること。

地方公共団体の損害に係る賠償について、住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用及びそれらに係る人件費並びに税込減等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、確実かつ迅速に賠償がなされるよう、東京電力を指導すること。また、財物に係る賠償についても、各地方公共団体の個別事情にも丁寧に対応し、速やかに賠償するよう東京電力を指導すること。

多核種除去設備等処理水の取扱いに係る万全な風評対策を講じてもなお風評被害が発生する場合の賠償の考え方について、事業者や関係団体等への説明を丁寧に行い、その意向を十分に反映しながら、事業者が納得できる明確な基準を構築するよう東京電力を指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

消滅時効については、全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、国においても、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

(8) 原子力発電所の事故による災害という特殊な諸事情に鑑み、避難解除等区域等の復興、地域コミュニティの再構築、健康上の不安の解消など安全・安心に暮らせる生活環境の実現、産業の回復、新産業の創出等の地域の復興・再生に不可欠な事業を実施するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

(9) 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号。通称「子ども・被災者支援法」）に基づく被災者生活支援等施策の推進に当たっては、被災

者の実情等を踏まえた上で健康や医療の確保、子育て支援、住宅の確保など個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的負担が生じることのないよう、令和4年度以降も継続的に、必要かつ十分な財源措置を講じること。

また、原子力災害の長期化に伴い新たに生じる課題に対しても、迅速かつ柔軟に対応すること。

- (10) 住民の長期にわたる健康の維持・増進を図るため、独自にホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を実施している市町村があることから、これらの市町村のホールボディカウンター導入・運用等に係る経費に対する財政措置を講じること。

また、原子力発電所事故後の屋外活動の制限等により、子どもたちの体力低下や肥満に加え、成人のメタボリック症候群該当者の割合が増加するなど、健康指標が悪化していることから、健康を守る施策を実施するとともに、継続的に必要かつ十分な財源措置を講じること。

- (11) 避難地域の復旧・復興に向け、福島復興再生計画に位置付けた道路等の広域インフラの整備等を着実に進めるため、社会資本整備総合交付金（復興枠）を継続し、第2期復興・創生期間後においても、復興事業が完了するまで必要な財源を確保するなど、特段の配慮をすること。

- (12) 帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任をもって取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、インフラや生活環境の整備、生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

また、特定復興再生拠点区域外については、帰還意向のある全ての住民が早期に帰還できるよう、各自治体の意見を尊重しながら、除染や生活環境の整備を進めていくとともに、帰還困難区域全ての避難指示解除に最後まで責任を持って取り組むこと。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援すること。

- (13) 避難地域の復旧・復興事業は緒に就いたばかりであり、その復興・再生が着実に進むよう、特定復興再生拠点区域や福島イノベーション・コースト構想等に関連するインフラ整備等の事業について、地元の要望をしっかりと受け止め、第2期復興・創生期間以降においても継続が必要な事業や新たな課題に対応するための新規事業について、国が責任をもって、完了までの財源の確保や、福島復興再生加速化交付金等の要件拡充、柔軟な運用など必要な制度の構築を図ること。
- (14) 原子力発電所の長期運転停止や廃炉による立地地域の産業・経済の停滞に対して、国は、これまで住民の理解を得ながら国策に協力してきた立地自治体の現状や意向等を十分踏まえ、自治体が独自の産業・雇用対策を実施するための交付金制度の充実や創設など、立地地域の実情に即した経済・雇用対策を早急を実施すること。

7. 大震災を踏まえた防災体制の強化

我が国の防災体制については、甚大な被害を受けた東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年北海道胆振東部地震及び令和 3 年福島県沖地震等の経験や切迫しているとされる、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、被災地域のみならず国全体として、見直しや再構築を行うことが重要です。

また、原子力防災については、東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応を徹底的に究明し、検証の結果を踏まえた上で、十分な対策を講じる必要があります。

あわせて、平成 28 年 3 月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方自治体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要があることから、次の事項について強く要望します。

- (1) 政府の地震調査委員会が行う「地震活動の長期評価」の日本海東縁部を含めた早急な見直しと地震・津波観測体制の充実・強化、東日本大震災の被害状況等の適切な分析評価に基づく津波対策等の防災計画の更なる見直しを実施すること。

また、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に関し、早期に、「何としても人命を守る」との信念の下、ハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災を徹底した目標に改定するとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）について、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）と同等の法制度の整備により、国庫補助率の嵩上げなど、財政支援の強化を図ること。

- (2) 広範囲で甚大な被害をもたらす津波を想定した防潮堤、海岸防災林等の防災施設、避難路や多重防御を目的とした高盛土道路、防災行政無線等のハード整備及び発災時の迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策の推進に対し、全面的な支援と十分かつ確実な財政措置を講じること。

特に漁港区域内に相当の延長で存在する防潮堤未整備区間の解消は、十分な津波防護効果を発揮するために必要不可欠であることから「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の後続事業制度を構築し、令和 4 年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保

すること。

あわせて、新たな想定津波に対応する防潮堤における膨大な数の水門・陸閘の自動化・遠隔化に伴い、今後増大する維持管理費、修繕費及び更新費に対する財政措置を講じること。

- (3) 多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や、支援物資の緊急輸送など、災害時等における初動活動を迅速に行うための道路のうち、地方自治体が管理する道路については、国の負担を強化するなど別枠で予算を確保するとともに、高速道路や直轄国道については、早急な整備と適切な維持を行うこと。

- (4) 災害拠点病院をはじめとした医療・福祉施設における災害用施設・設備整備（耐震化、自家発電装置、給水設備、通信機器の整備等）に対する財政措置の継続及び拡充を図るとともに、市町村が既存施設を福祉避難所として活用するために必要な施設のバリアフリー化や設備整備、物資の備蓄等に対する財政措置を講じること。

なお、第7次医療計画の策定に際して「災害拠点精神科病院」の設置が盛り込まれたことから、災害拠点病院と同様に財政措置を講じること。

あわせて、流通備蓄拠点連携による配送燃料、電力、給水はもとより医薬品、医療材料及び要配慮者に配慮した「特別用途食品」等の確保体制を構築すること。

- (5) 大規模災害時において応援部隊の一時集結場所や活動拠点、援助物資の中継拠点等となる広域防災拠点の整備及び維持管理費に対し、全面的な財政支援を行うこと。

また、高速道路のパーキングエリアやサービスエリアについては、道の駅も含めて、運転手の休憩施設としての機能に加え、自家発電や防災用の備蓄倉庫の整備等、防災機能を併せ持った避難施設として活用することが非常に重要であるため、沿岸地方公共団体の復興まちづくり計画や地域防災計画を踏まえ、防災拠点として既存のパーキングエリアやサービスエリア、道の駅を活用するほか、新たな施設整備を行うこと。

なお、高速道路のパーキングエリア及びサービスエリア並びに道の駅は、避難施設及びDMAT（災害派遣医療チーム）の参集拠点としても重要な施設であることから、併せて円滑な受入体制の構築を図ること。

(6) 広域災害時に救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の司令塔となる広域防災機能と、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の代替機能を併せ持った拠点施設を、国の責任において首都圏から近い東北地方に整備すること。

(7) 災害時に避難所や福祉避難所において、被災地方公共団体の要請を受けて派遣された社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師など保健・医療・福祉の専門職員が行う、緊急に必要な介護等の支援の把握・調整、良好な避難環境の整備・調整、相談援助等の要配慮者に対する支援が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施されるよう、同法に明確に位置付けること。

また、避難所等において、要配慮者の相談援助や介護などを担う専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化するとともに、国において当該チームなどを含む専門職員の派遣調整システムを構築すること。

あわせて、災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来すことのないよう、十分な財政措置を講じること。

(8) 避難所等での生活の長期化などにより、感染性胃腸炎やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の集団発生に伴う健康被害の発生が懸念されるため、災害救助法第4条第1項の「救助の種類」に「感染症対策」を規定し、災害時の避難所等における感染症の発生予防及びまん延防止に係る支援が、災害救助の基本施策の一つであることを同法に明確に位置付けること。

また、災害発生時の感染症対策を迅速かつ円滑に行うための取組を全国的に推進し、被災地における感染症に係る健康危機事案の未然防止を推進すること。

さらに、避難所における新型コロナウイルス感染症対策のため、必要な物資等の確保に要する経費及び、避難所における「3密」を防ぐため、指定避難所以外のホテル・旅館等を活用した場合、借上げ料、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用について、災害救助法が適用されない災害においても、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

(9) 上下水道施設など日常生活に不可欠なライフラインについては、耐震化を早急に進めるため、補助対象を拡大するとともに、十分な財政措置を講じること。

(10) 公立学校施設の整備については、学校施設の耐震化等を推進する上で全ての事業が円滑に実施できるよう、当初予算において必要な財源を確実に確保すること。

さらに、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、補正予算等においても財源の確保を図ること。

また、私立学校施設の耐震化については、公立学校並みに補助率を引き上げるなど、施設整備に係る助成制度の充実を図るとともに、県独自に嵩上げ補助を実施する場合には、交付税措置等の財政支援措置を講じること。

なお、今年度補正予算においても、所要額を確保し、私立学校の耐震化事業に支障を来すことのないよう十分な財政措置を講じること。

(11) 私立を含めた学校施設のトイレや空調設備など、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画等に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保するとともに、下限額の引下げや、実情に見合う予算単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

また、公立高等学校等も補助対象とするとともに、地方財政措置の拡充を図ること。

加えて、既存のブロック塀をはじめとする建物以外の工作物の安全対策について、既存国庫補助事業の下限額の引下げや、高等学校等も対象に加えた新たな財政支援制度の創設など、必要な財政措置を行うこと。

(12) 地方負担を伴わない補助制度の創設など、民間建築物・住宅の耐震診断及び改修工事への財政支援措置を拡充すること。

(13) 省庁を越えた全体的かつ効果的で効率的な応援を行うことができるよう、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織を創設するなど、国として一元的に緊急対応を行える体制を構築すること。

(14) 現行の法体系では、応援に要した費用は被災した地方公共団体が負担することとなっているため、被災した地方公共団体が応援の要請をためらう要因となっていることから、広域応援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度とすること。

- (15) 広域避難体制について、発災直後から、住民、地域、医療機関、福祉施設、民間企業及び官公庁などの広域避難の調整が緊急に必要な事態も想定し、これら住民・諸団体等の広域避難に対して、受入側の地方公共団体の長が迅速に対応できるよう、裁量の範囲を拡大すること。
- (16) 災害救助法について、広域避難受入れも想定し、期間制限や現物給付原則等の資金使途制限を撤廃するとともに、全額国庫負担とした上で、国への直接請求を可能とする制度とすること。
また、法適用自治体と適用外自治体とで支援格差が生じることのないよう、災害救助法の適用とならない一部損壊被災住家への支援について、特別交付税を含めた特段の財政措置を講じること。
- (17) 避難者の所在確認や支援物資輸送など、民間や地方公共団体等の諸主体が実施する初動期段階の対応において、関係諸法令やその運用の慣例などの制約を受けることがあったが、被災地や支援者が適切かつ速やかに対応できるよう、災害時における既存法令等の一時停止について法整備を行うこと。
- (18) 今後の大災害における被災リスクの最小化に向け、東京圏等に集中するデータセンターや生産拠点などの国内分散化を促進するための支援制度を拡充するとともに、首都行政機能の継続を図るための代替拠点を全国に複数設けるなど、バックアップ体制の整備を加速すること。
- (19) 大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む。）を想定した国と地方の役割の在り方、緊急時対応から復旧・復興に至る事務や権限及び財政負担等の役割分担を含めた災害対策法制等の見直しを行うこと。
- (20) 緊急時対応における役割分担の在り方として、広域自治体と基礎自治体の役割を踏まえた制度を維持し、発災時における一元化対応を損なうことのないようにすること。
また、地方や民間の主体的な活動を原則としつつ、それに対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること。
- (21) 国土強靱化に資する防災・減災対策を着実に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、必要

な予算・財源を当初予算も活用しながら別枠で安定的に確保するとともに地方財政措置の拡充などによる更なる負担軽減を図ること。

また、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債の恒久化や対象事業の拡充など必要な措置を図ること。

加えて、積雪寒冷地の実情を踏まえ、冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、防雪事業や凍雪害防止事業等の雪対策について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による着実な推進に配慮すること。

(22) 広域応援・受援体制については、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、行政版DMAT（被災経験自治体による支援チーム）など各種分野における支援組織の法制化等も含めて体制を構築すること。

(23) 災害医療人材の育成については、大規模災害時の被災地において、DMATから中長期的な支援活動を引き継ぐ医療チームや公衆衛生チームなどによる全国規模での救護・支援活動の展開が想定されることから、これらの活動を担う幅広い職種を対象とした全国レベルの災害医療人材育成研修を実施すること。

また、各道県が実施する医療関係者等の災害対応力向上に向けた取組を推進するため、財政支援を講じること。

(24) 原子力災害を含む複合災害対策については、東日本大震災の教訓を踏まえ、従来の省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応を可能とする体制を整備すること。

(25) 原子力防災対策の推進

① 原子力災害に備えた防災対策については、地域の実情を考慮した上で、原子力災害対策指針、防災基本計画等について不断の見直しを行い、最新の知見を反映させるとともに、地域防災計画の見直しや避難計画の策定に向けた支援を行うこと。

また、緊急時の放射線モニタリング結果については、国が責任をもって住民に速やかに分かりやすくかつ丁寧に公表すること。

さらに、災害の特殊性に鑑み、原子力災害対策重点区域外も含め、放射性物質への防護機能を有する一時避難所や病院等への防護設備の整備、避難手段の確保、安定ヨウ素剤の適時適切な配布、拡散計算を含めた情報提供など、地域の実情に応じた実効性のある原子力防災対策が実施できるよう、全面的な支援と財政措置を

講じること。

- ② 東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見はもとより、国内外における最新の知見を収集し、規制基準を絶えず見直していくこと。

また、原子力発電所内の緊急作業時における被ばくに関する規制の改正がなされたが、原子力発電所外においても更に迅速な対応が図られるよう法制度を見直すとともに、自衛隊の通常任務に原子力災害対応を追加するなど、国の責任において緊急時に原子炉の冷却や住民避難の支援等が可能な装備を持ち、現場対応ができる部隊を設置すること。

- ③ 原子力規制委員会は、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という組織理念を達成するため、新たに設置した「監査・業務改善推進室」を有効に活用するにとどまらず、組織全体の健全性や信頼性を評価する外部機関を新たに設置し、地方公共団体の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

また、規制基準適合性審査など原子力安全規制の取組状況や安全性については、地方公共団体の要望を踏まえ、原子力規制委員会が責任をもって、国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備

東日本大震災では、北海道各港や青森港及び日本海側の道路・空港・港湾等の公共インフラが、甚大な被害を受けた太平洋側の代替機能を担い、復旧・復興支援や東北地方の生活・経済活動維持のために重要な役割を果たしました。

しかしながら、北海道・東北地方においては、太平洋側や日本海側を縦貫する「縦軸」と、太平洋と日本海を結ぶ「横軸」のネットワークが脆弱であるため、その役割を十分に発揮できていない状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大都市部への過度な一極集中に伴うリスクの減少・回避やサプライチェーンなどの生産拠点の国内回帰が求められていることから、日本海側と太平洋側を格子状に結ぶ災害に強い高速交通ネットワークの構築や空港・港湾施設等の機能強化が必要となっています。

大規模災害時などにおける多重性（リダンダンシー）の確保や、ポストコロナを見据えた施策の展開による北海道・東北地方の持続的な発展の観点から、感染症の脅威にも強くしなやかに対応できる「新次元の分散型国土」の創出に向け、国の責任において、各地域が相互に補完し合う広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策及び公共インフラの整備を早急に推進することを提言します。

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算・財源を当初予算も活用しながら別枠で安定的・継続的に確保するなど、地方負担の軽減を図りつつ、必要な予算を確保し、北海道・東北地方の「縦軸」と「横軸」となる高規格道路等のミッシングリンクを解消し、格子状骨格道路ネットワークの整備を加速すること。

併せて、大規模災害時に救急救命や物資の輸送で大きな役割を果たす高規格道路等については、「高速道路における安全・安心基本計画」における4車線化優先整備区間を含め、暫定2車線区間の全線4車線化を図ること。

- (2) 重要物流道路については、今年7月に策定された地方ブロック版の新広域道路交通計画を踏まえ、地方の意見を十分に反映したうえで、事業中・計画中の路線を含めて、速やかに追加指定を行うこと。

また、当該道路の機能強化及び整備促進のため、補助事業や社会資本整備総合交付金等による重点支援を行うこと。

- (3) 国内外を結ぶ旅客・物資輸送ネットワークと大規模災害時における相互補完性を確保する観点から、地方航空路線及び地方港湾定期航路の維持・拡充並びに災害時の拠点となる空港・港湾施設等の一層の機能強化を図ること。
- (4) 地域内外を結ぶ鉄道ネットワークの強化と災害時における旅客・物資輸送ルートを確認する観点から、新幹線の整備促進や山形・秋田新幹線の県境部におけるトンネル整備の早期事業化、地域鉄道を含む在来線の高速化の促進や老朽化施設の更新など、安全・安定輸送の確保を図ること。

9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現

東日本大震災からの復興に、今後、長きにわたって取り組んでいくためには、住む者が希望と誇りをもちながら前に進んでいくことができるよう、国内外から人や企業等を引き付け、雇用を生み、地域を活性化していくことが必要不可欠であり、北海道・東北地方においては、東北復興だけでなく、日本再興の象徴となりうるプロジェクトを提案し、あるいは構想しているところです。

については、これらプロジェクトを国家プロジェクトとして位置付けるとともに、強力に推進していくため、次の事項について強く要望します。

(1) 国際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）は、国や地域、言語、宗教などの隔てなく、世界中の研究者、技術者が結集するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及ぶ。特に、建設候補地である東北では、ILCの建設、運用を通して、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待される。これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災からの創造的復興が実現し、「新しい東北の扉」が開かれ、ひいては日本の成長にも貢献できるものと確信しており、令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際にも、ILCは「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附帯決議が衆参両院でなされたところである。

平成31年3月の日本政府による関心表明以降、令和2年6月に更新された欧州素粒子物理戦略において、ヨーロッパの協力姿勢が明確に示され、世界の研究者コミュニティの組織であるILC国際推進チームが本年6月に「ILC準備研究所提案書」を公表するなど、ILC実現に向けた取組が進展しており、7月には文部科学省がILCに関する有識者会議を再開している。については、ILCの日本での実現を目指し、令和4年度中のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、日本政府が主導し、国際的な議論を更に推進すること。また、ILCを、我が国の科学技術の進展、さらに、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内の議論を加速させること。

(2) 沿岸被災地における地震・津波、防災研究の促進

東日本大震災からの復興、さらには、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくため、沿岸被災地をフィールドとした地震・津波発生メカニズム、防災に関する研究や人材育成、震災アーカイブなどの災害の記録や研究成果等の情報発信等に対する財政的支援を行うこと。

(3) 世界をリードする風力発電関連産業の集積

地震・津波災害及び原子力災害からの復興に向け、東北地方を再生可能エネルギーの一大拠点とするためのシンボルとして、世界をリードする浮体式洋上風力発電技術の実用化を目指すとともに、研究開発や試験評価を行う拠点を整備するなど、東北地方における風力発電関連産業の集積に取り組むこと。

(4) 再生可能エネルギー拡大に向けた送配電網増強

再生可能エネルギーの拡大には、既存の電力系統への負担軽減や系統の安定化を含め送配電網の充実・強化が不可欠であり、国において送配電網増強施策に積極的に取り組むこと。

(5) 海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた研究拠点の整備

北海道・東北地方は、海洋再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域であり、地域のポテンシャルに応じた利用促進を図るため、実証的機能を有する研究拠点を北海道・東北地方に整備すること。

(6) 放射光施設の整備

我が国が東日本大震災からの復興を果たすとともに、今後も科学技術立国として世界を先導していくため、東北大学青葉山新キャンパス内を整備用地とする次世代放射光施設整備に係る確実な予算措置を行うこと。

10. 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が平成24年7月から運用され、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する北海道・東北地方においても、発電設備の導入に向けた取組が進んでいます。

一方、再生可能エネルギーの電力系統への接続に関する出力制御のルールが導入され、また、系統の空き容量が少なくなっており、複数の県においては特別高圧の空き容量がほぼない状態にあることなどから、投資判断に影響を与えることが懸念されます。

このため、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、出力抑制を可能な限り避け、系統設備の強化や既存設備の最大限の活用、蓄電池などによる電力安定化対策の促進、地域間連系線の活用などにより、接続可能量を増やしていくことが重要です。

また、東日本大震災の被災地の復興状況に応じた発電設備の導入支援などにより、民間投資を後押しする必要があります。

加えて、長い海岸線を有し、積雪寒冷地である北海道・東北地方に存在する潮流など海洋エネルギーや、雪氷熱など再生可能エネルギー熱の活用などを促進していく必要があります。

こうした北海道・東北地方の地域特性に十分配慮しながら、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、地方の自主的で持続可能な社会づくりを目指す「地方創生」の観点に立った施策が必要です。

さらに、政府は昨年10月に地球温暖化対策として2050年に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことを表明したところであります。

以上を踏まえ、次のとおり提言します。

- (1) 「地方創生」の観点に立ち、地域特性に十分配慮しながら、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速すること。
- (2) 多くの再生可能エネルギー電気を受け入れられるよう、北海道・東北地方における送電線の脆弱な地域の設備強化や蓄電池など系統の安定化対策に対する支援とともに、地域間の効率的な需給調整を可能にする地域間連系線の整備など電力系統の広域的運用の確実な推進に加え、強化策を国が主導して講じること。

また、災害時の安定供給の確保及びリスク分散の観点から、太平洋側に加え日本海側にも基幹となる送電設備を設置するなど、電力供給を複線化する措置を講じること。

- (3) 系統増強が措置されるまでの間においても、既存系統を最大限活用できるよう、日本版コネクト&マネージの整備を進めていくこと。また、運用に当たっては、再生可能エネルギーの出力抑制を最小限とするよう見直しを図ること。
- また、長期間進展しない事業が系統の空き容量を圧迫することがないように、事業認定時や接続契約時の地元自治体の意見の反映や系統接続契約の解除等の仕組みへ見直すこと。
- 加えて、系統の空き容量増加のため、設備認定が失効し、又は取り消された事業者に対し、系統連系接続枠の速やかな放棄を義務付ける等の仕組みを構築するとともに、当面の対応として、対象事業者に対して系統連系申込みの取下げを要請するよう、一般送配電事業者へ働きかけること。
- (4) 電力各社が算定した再生可能エネルギーの接続可能量が「受入枠」として固定化されることのないよう、算定の前提条件及びその方法について政府による検証を行うとともに、接続可能量について拡大の方向で不断の見直しを行うこと。
- (5) 現在、北海道・東北地方において国の補助事業としてSPC（特別目的会社）が行っている「風力発電のための送電網整備実証事業」が円滑に進められるよう、広域送電網の増強、実証事業者への公益特権の付与などの環境整備を図ること。
- (6) 再生可能エネルギー発電設備の導入促進のため、固定価格買取制度の見直しに当たっては地域における取組がさらに推進されるような制度設計とすること。
- (7) 発電設備設置者の負担となっている系統までの連系費用及び山間奥地までの道路を含んだ開発費用を軽減できる措置を講じること。
- (8) 太陽光発電設備等の設置には地域偏在がみられるほか、林地等を大規模に開発して設備を設置するケースでは、台風等の災害発生に係るリスクの増加や地元住民との合意形成に係るトラブル発生が懸念されることから、適切に導入が図られるよう、制度の見直しを進めること。
- (9) 風力発電、地熱発電及び水力発電等のようにリードタイムの長い発電事業の普及を進めるため、太陽光以外の電源で導入される「供給量勘案上乘せ措置」について、エネルギー種別ごとに、運用開始

までに要する期間に応じて延長すること。

また、延長に当たっては、震災の被害が大きい地域においては、復興の進捗状況に配慮すること。

さらに、複数年度の買取価格設定に当たっては、地域の事業者の参入意欲を減退させるような価格設定を行わないよう配慮すること。

- (10) 洋上風力発電について、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく、促進区域の指定等において、地方自治体の意向を十分に踏まえた制度の運用を図ること。

また、洋上風力発電の導入促進にあたり、その特性や電力系統の状況を踏まえ、国が主体的かつ計画的に、あらかじめ必要となる系統容量を早期に確保することはもとより、その指定基準の一つである「接続系統の確保」については個別の事案に即して柔軟に対応すること。

加えて、漁業関係者等が洋上風力発電施設設置の可否を客観的に判断できるよう、海と川を往来する魚類等を含めた海洋生物への影響について、専門家の知見や国内外の事例をとりまとめるとともに、必要な実証試験等を実施し、漁業関係者等や地方自治体に対して国が主体的に理解醸成を図ること。

さらに、公募占用指針に定める供給価格上限額の設定に当たっては、漁業との協調や地域振興の実現など洋上風力発電と地域との共生が十分に図られる水準となるよう考慮するとともに、特に漁業との協調の観点では、促進区域内における漁業の操業や魚礁設置等について極力制限を行わないこと。

- (11) 地域の資本や企業の参入促進につながるよう、公的債務保証制度の創設等、金融面での支援策を講じること。

- (12) 潮流・海流・波力発電など、固定価格買取制度における海洋エネルギーの対象範囲の拡大を図るとともに、国が選定した実証フィールド等を活用する研究機関及び企業が行う海洋エネルギーの技術開発や、関連設備の整備に対して支援を行うこと。

また、海洋エネルギーの実証や事業化に当たって必要となる海域利用調整のルールなど、沿岸域の総合的管理の仕組みを構築すること。

- (13) 復興需要に対応した木材供給に伴い発生する端材や樹皮などを積極的に利用することは、被災地の復興推進にもつながるものであり、また、木質をはじめとする未利用バイオマス資源は、再生可能エネルギーとして、天候に左右されず安定的に発電できる特徴を持つものであることから、その利用を促進するため、資源の収集から活用まで、総合的な支援を引き続き講じること。
- (14) 地中熱や雪氷熱等の再生可能エネルギー熱についても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。
- (15) 基幹産業である農林水産業の再生・発展と太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入による災害に強いまちづくりを同時に進めるため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）に基づく取組を積極的に支援するなど、農山漁村における再生可能エネルギーの活用を積極的に進めること。